

# 第7 下 水 道



第33回下水道ポスターコンクール 金賞  
(山梨大学教育学部附属小学校6年 雨宮誉華)



# 第7 下 水 道

## 1 下水道事業の概要

生活環境の改善と公共用水域の水質保全、浸水防除等のため、流域下水道事業、公共下水道事業及び都市下水路事業等を実施している。本県は周囲が殆ど山に囲まれているという立地条件や、都市の規模が比較的小さいことから、下水道の普及が遅れ令和3年度末の普及率が68.1パーセントとなっている。

山梨県の下水道事業費の推移（補助対象事業費）

（単位：百万円）

事業名 \ 年度	28年	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年 (当初)
流域下水道	1,695	1,382	1,518	1,666	1,979	2,074	2,280	1,891
公共下水道	3,857	4,270	3,802	4,247	3,957	3,540	4,319	3,441
都市下水路	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 公共下水道には汚水処理施設整備交付金（平成28年～地方創生推進交付金）を含む。

## 2 流域別下水道整備総合計画

この計画は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がされている流域における、下水道整備に関する総合的な計画であり、河川・湖沼等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道整備を最も効果的に実施するため、当該流域における流域下水道事業等の個別の下水道計画の上位計画として策定するものである。

県下では富士川流域と相模川流域において策定しており、この概要は次の通りである。

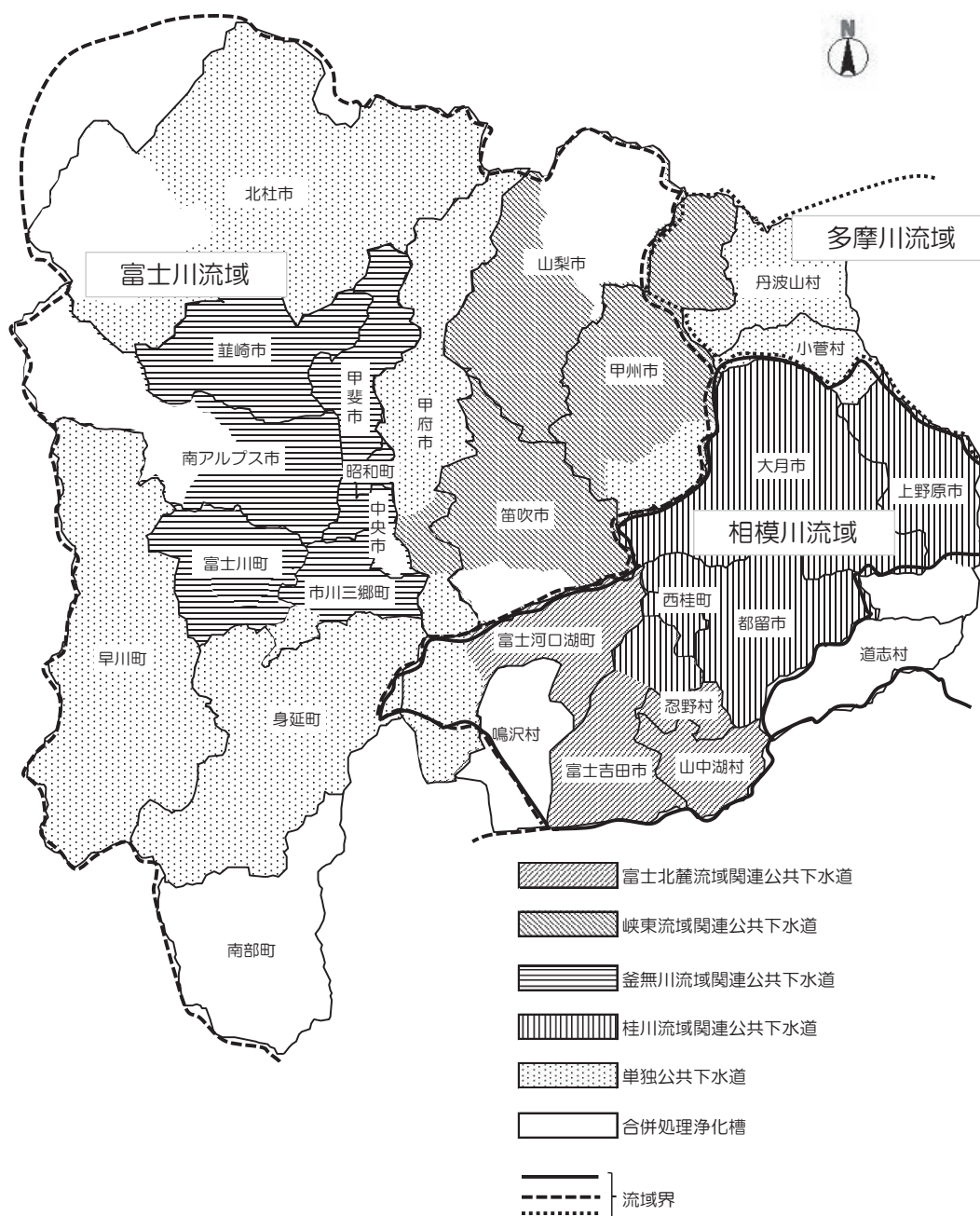
### (1) 富士川流域別下水道整備総合計画（令和3年4月20日同意）

流域面積	3,147 km <sup>2</sup>
区域内市町村数	9市7町1村
予定処理区域面積	18,384 ha
計画処理人口	497.1千人
計画汚水量	337,509 m <sup>3</sup> /日
処 理 区	流域下水道 2 処理区
	公共下水道 19 処理区

(2) 相模川流域別下水道整備総合計画（令和3年4月19日同意）

流域面積	988 km <sup>2</sup>	
区域内市町村数	4市3町5村	
予定処理区域面積	6,184 ha	
計画処理人口	113.9千人	
計画汚水量	73,712m <sup>3</sup> /日	
処理区	流域下水道	2処理区
	公共下水道	1処理区

### 山梨県下水道整備計画図



### 3 流域下水道

富士北麓流域下水道は、富士吉田市外3町村の区域を対象に昭和50年度から事業を実施している。

(供用開始状況)

- ・昭和61年7月 富士吉田市、富士河口湖町の各一部
- ・昭和63年4月 忍野村の一部
- ・平成元年7月 山中湖村の一部

峡東流域下水道は、甲府市外3市の区域を対象に昭和52年度から事業を実施している。

(供用開始状況)

- ・平成元年7月 山梨市、笛吹市、甲州市の各一部
- ・平成5年7月 甲府市の一部

釜無川流域下水道は、韮崎市外6市町の区域を対象に昭和61年度から事業を実施している。

(供用開始状況)

- ・平成5年4月 南アルプス市、甲斐市、中央市、富士川町、昭和町の各一部
- ・平成8年4月 韮崎市の一部
- ・平成9年11月 市川三郷町の一部

桂川流域下水道は、富士吉田市外4市町の区域を対象に平成5年度から事業を実施している。

(供用開始状況)

- ・平成16年4月 都留市、大月市、上野原市、西桂町の各一部
- ・平成17年4月 富士吉田市の一部

#### 流 域 下 水 道

流域下水道名		処理区域面積	処理区域人口	処理能力	処理場面積	幹線延長	事業費	年度	対象市町村
		ha	人	m <sup>3</sup> /日	ha	km	億円		
富士北麓	全体計画	4,466.5	70,450	50,600	10.7	33.5	271	昭和50 ～令和19	富士吉田市、忍野村 山中湖村、富士河口湖町 (4市町村)
	認可計画	3,072.4	54,030	42,100	10.7	33.5	264	昭和50 ～令和7	同 上
峡東	全体計画	6,343.5	106,060	76,600	13.6	63.7	615	昭和52 ～令和17	甲府市、山梨市 笛吹市、甲州市 (4市)
	認可計画	4,972.4	93,760	58,600	13.6	63.7	531	昭和52 ～令和5	同 上
釜無川	全体計画	8,047.1	213,090	144,000	11.5	77.0	953	昭和61 ～令和17	韮崎市、南アルプス市 甲斐市、中央市 市川三郷町、富士川町 昭和町 (7市町)
	認可計画	6,800.8	191,710	99,000	11.5	77.0	803	昭和61 ～令和6	同 上
桂川	全体計画	1,692.6	43,260	30,000	11.4	47.9	689	平成5 ～令和19	富士吉田市、都留市 大月市、上野原市 西桂町 (5市町)
	認可計画	1,099.3	31,120	30,000	11.4	46.6	669	平成5 ～令和7	同 上

富士北麓流域下水道事業の推移

		29年度まで	30	R 1	2	3	4	計
流 域 下 水 道	事業費	30,389	429	744	439	409	498	32,908百万円
	管 渠	33,500	0	0	0	0	0	33,500m
	浄 化 センター		沈砂池・ 水処理施設 設備更新	送風機・ 自家発電 設備更新	管理本館 耐震補強	管理本館 耐震補強	管 廊 他 電気設備 更新	
	用地取得	94,149						94,149㎡

令和 5 年度事業概要

処 理 場	曝気沈砂池機械設備更新工事、その他	300百万円
管 渠	管路施設耐震補強工事、その他	247
その他（単独）	環境整備工、その他	5
計		552

峡東流域下水道事業の推移

		29年度まで	30	R 1	2	3	4	計
流 域 下 水 道	事業費	56,866	412	250	476	630	818	59,452百万円
	管 渠	63,200	0	0	0	0	0	63,200m
	浄 化 センター		汚泥脱水 機設備更新 沈砂池ポン プ棟耐震	水 処 理 設 備 更 新 沈砂池ポン プ棟耐震	沈砂池ポン プ棟耐震 補 強	管 理 本 館 受変電設備 改 修	管 理 本 館 受変電設備 更 新	
	用地取得	125,950						125,950㎡

令和 5 年度事業概要

処 理 場	管理本館受変電設備更新工事、耐水化設計、その他	341百万円
管 渠	管路施設耐震補強工事、管路施設更新工事、その他	248
その他（単独）	環境整備工、その他	3
計		592

釜無川流域下水道事業の推移

		29年度まで	30	R 1	2	3	4	計	
流域 下水道	事業費	79,166	595	543	764	718	704	82,490百万円	
	管渠	77,000	0	0	0	0	0	77,000m	
	浄化センター		管耐震補強 耐震補強	棟強渠強 流渠強	管理棟 耐震補強 重設塩素耐	理棟電 濃縮新 力備更 素混和池 耐震補強	汚泥脱 設備更 設備新	1系初沈 かき寄せ機 更	
	用地取得	107,103						107,103㎡	

令和5年度事業概要

処理場	最終沈殿池銅板更新工事、その他	273百万円
管渠	管路施設更新設計、その他	149
その他(単独)	環境整備工、その他	34
計		456

桂川流域下水道事業の推移

		29年度まで	30	R 1	2	3	4	計
流域 下水道	事業費	65,433	156	203	392	386	315	66,885百万円
	管渠	44,300	0	0	0	0	0	44,300m
	浄化センター		中央監視 設備更新	管理棟電 設備更新 スクリーン 電気設備 更新	水処理電 気設備更 新	水処理電 気設備更 新	水処理機 械設備更 新	
	用地取得	91,530						91,530㎡

令和5年度事業概要

処理場	水処施設更新設計、その他	102百万円
管渠	管路設備耐震補強工事、管渠敷設工事、その他	230
その他(単独)	環境整備工、その他	36
計		368

## 4 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体（市町村）が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいう。

終末処理場を持つものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道と呼んでいる。

本県の公共下水道は、甲府市が昭和29年に事業着手したのが最初で現在、県下27市町村（令和5年4月1日現在）のうち、24市町村が事業着手している。なお、令和3年度末現在の下水道普及率は68.1%となっている。

単独公共下水道（特環含む）は、甲府市（S37）、北杜市（S62）、丹波山村（S62）、小菅村（S63）、早川町（H2）、身延町（H4）、市川三郷町（H11）、富士河口湖町（H11）、甲州市（H13）の9市町村で事業を実施し、全ての市町村で供用開始している。

流域関連公共下水道（特環含む）は、富士北麓流域4市町村、峡東流域4市、釜無川流域7市町、桂川流域5市町の計19市町村で事業を実施し、全ての市町村で供用開始している。

また、県代行事業は、県が市町村に代わって公共下水道の根幹的施設の建設を行うことができる制度であり、平成6年度に甲州市で着手し、平成21年度までに4市町（甲州市、北杜市、身延町、富士河口湖町）の7処理区において事業を実施してきている。

### 令和5年度事業概要（当初）（補助＋単独）

単位：百万円

事業名	総事業費	備考
公共下水道	7,019	21市町村
計	7,019	



公 共 下 水 道 整 備 状 況

令和3年度末現在

市町村名	行 政 区 画 面 積 (ha)	行 政 区 画 人 口 (人)	着 手 年 度	供 用 年 度	事 業 計 画 処 理 面 積 (ha)	事 業 計 画 処 理 人 口 (人)	処 理 区 画 面 積 (ha)	処 理 区 画 人 口 (人)	普 及 率 (%)	備 考
富士吉田市	12,174	47,506	51	61	832.6	23,140	637.9	20,338	42.8	富士北麓流域関連 桂川流域関連 公共
忍 野 村	2,505	9,677	53	63	585.1	10,777	427.8	6,501	67.2	富士北麓流域関連 公共
山中湖村	5,305	5,781	53	1	491.3	4,060	493.0	3,612	62.5	“ “
富士河口湖町	15,840	26,670	51	61	1,213.0	18,100	940.0	20,635	77.4	富士北麓流域関連 公共 単独特環 県代行
甲 府 市	21,247	185,749	29	37	4,420.1	184,340	4,065.7	180,105	97.0	峡東流域関連 特環 単独公共事業 単独特環
山 梨 市	28,980	33,750	53	1	1,063.0	21,620	873.5	19,293	57.2	峡東流域関連 公共 峡東流域関連 特環
笛 吹 市	20,192	68,007	54	1	2,589.2	51,441	2,054.8	42,310	62.2	峡東流域関連 公共
甲 州 市	26,411	30,249	54	1	999.0	17,343	732.6	17,474	57.8	峡東流域関連 公共 単独特環 県代行
韮 崎 市	14,369	28,462	63	8	1,018.8	28,966	831.0	19,054	66.9	釜無川流域関連 公共
南アルプス市	26,414	71,462	61	4	1,998.2	46,085	1,354.2	39,314	55.0	“ “
甲 斐 市	7,195	76,189	61	5	1,592.7	61,765	1,277.8	59,521	78.1	“ “
中 央 市	3,169	30,667	61	5	694.6	24,560	539.4	20,257	66.1	“ “
市川三郷町	7,518	15,106	2	9	622.8	14,170	530.4	13,243	87.7	釜無川流域関連 公共 単独特環
富士川町	11,200	14,417	62	5	504.1	11,080	412.4	11,582	80.3	釜無川流域関連 公共
昭 和 町	908	20,822	61	5	725.2	19,770	543.1	19,052	91.5	“ “

市町村名	行政区域面積 (ha)	行政区域人口 (人)	着手年度	供用年度	事業計画処理面積 (ha)	事業計画処理人口 (人)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	普及率 (%)	備考
都留市	16,163	29,074	5	16	326.1	9,530	252.5	8,252	28.4	桂川流域関連 公共
大月市	28,025	22,435	5	16	271.8	6,270	171.7	4,314	19.2	“ “
上野原市	17,057	22,239	53	16	344.7	12,031	310.5	11,014	49.5	“ “
西桂町	1,522	4,120	7	16	88.8	2,800	71.2	2,326	56.5	“ “
北杜市	60,248	46,158	58	62	1,977.0	29,100	1,728.3	29,267	63.4	単独特環 県代行
早川町	36,996	937	63	2	3.0	1,020	3.0	48	5.1	単独特環
身延町	30,198	10,599	1	4	326.4	5,180	326.0	5,187	48.9	単独公共事業 単独特環 県代行
小菅村	5,278	666	57	63	44.6	7,440	44.6	618	92.8	単独特環
丹波山村	10,130	524	57	62	35.0	4,030	35.0	511	97.5	単独特環
県計		813,130			22,767	614,618	18,656	553,828	68.1	

※ 県計の行政区域人口は下水道事業を実施していない南部町 (7,176 人)、道志村 (1,581 人)、鳴沢村 (3,107 人) を含む。

## 第8 住宅・建築行政



県営住宅 玉川団地（建替事業）



## 第8 住宅・建築行政

### 1 住宅の現状

平成30年住宅・土地統計調査によると、本県の総住宅数は422,000戸で、総世帯数331,900世帯を90,100戸上回っており、住宅は戸数の面では充足している。これを、所有関係別に見ると、居住世帯のある住宅329,200戸のうち持ち家は231,000戸で、持ち家住宅率は70.2%（全国61.2%）、借家が88,200戸となっており、持ち家率は全国平均より高くなっている。

また、建て方別には、一戸建が243,000戸で居住世帯のある住宅の73.8%（全国53.6%）を占めるとともに、構造別では木造が243,300戸と居住世帯のある住宅の73.9%（全国57.0%）で、いずれも全国平均より高くなっている。

平成30年 住宅・土地統計調査結果

		全 国	山梨県
総世帯数（世帯）		54,001,400	331,900
住宅戸数（戸）		62,407,400	422,000
居住世帯あり（戸）		53,616,300	329,200
所有関係別	持ち家（戸）	32,801,500	231,000
	<持ち家率>	61.2%	70.2%
	平均延べ面積（㎡）	119.07	134.76
	借家（戸）	19,064,700	88,200
	平均延べ面積（㎡）	46.56	48.63
	民営借家：平均家賃（円／月）	60,863	48,726
建 て 方	一戸建	28,758,600	243,000
	<一戸建率>	53.6%	73.8%
	長屋建	1,369,200	5,200
	共同住宅	23,352,700	79,800
同居世帯無	同居世帯なし（戸）	53,330,100	327,200
	同居世帯あり（戸）	286,200	2,000
構 造	木造（戸）	30,546,900	243,300
	木造率	57.0%	73.9%
	非木造（戸）	23,069,400	85,900
建 築 時 期	昭和55年以前（戸）	12,011,400	82,900
	昭和56年～平成12年（戸）	19,906,700	135,000
	平成13年～平成30年9月（戸）	16,990,000	95,000
居住世帯なし（戸）		8,791,100	92,800
空き家（戸）		8,488,600	90,000
建築中等（戸）		302,500	2,800

## 2 山梨県住生活基本計画（令和3年度～令和12年度）

住生活基本法に基づき、平成19年3月に「山梨県住生活基本計画」を策定して以降、平成24年3月と平成29年3月の2回にわたる見直しを行い、住生活に関する施策を進めてきた。

令和3年3月に全国計画が変更されたことから、人口減少と少子高齢化の更なる進行、地震や洪水等の災害リスクの増大、脱炭素社会に向けた取組の加速、高速交通網整備の進展等の前計画からの変化を踏まえ、令和4年3月に見直しを行った。

[基本的な方針]

「持続可能で安心・快適な住生活の実現」

[目標]

【「社会環境の変化」の視点】

目標1 新たなライフスタイルに合わせた魅力ある住まい方の実現

目標2 頻発・激甚化する災害の発生を前提とした安全な住まいの確保

【「居住者・コミュニティ」の視点】

目標3 子どもを生き育てやすい住環境の実現

目標4 高齢者が人々や地域とのつながりの中で安心して暮らせる住まいの実現

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

【「住宅ストック・産業」の視点】

目標6 脱炭素社会実現に向けた良質な住宅ストックの形成

目標7 空き家の発生抑制、状況に応じた適切な管理・除却・利活用の推進

目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

## 3 住宅建設の動向

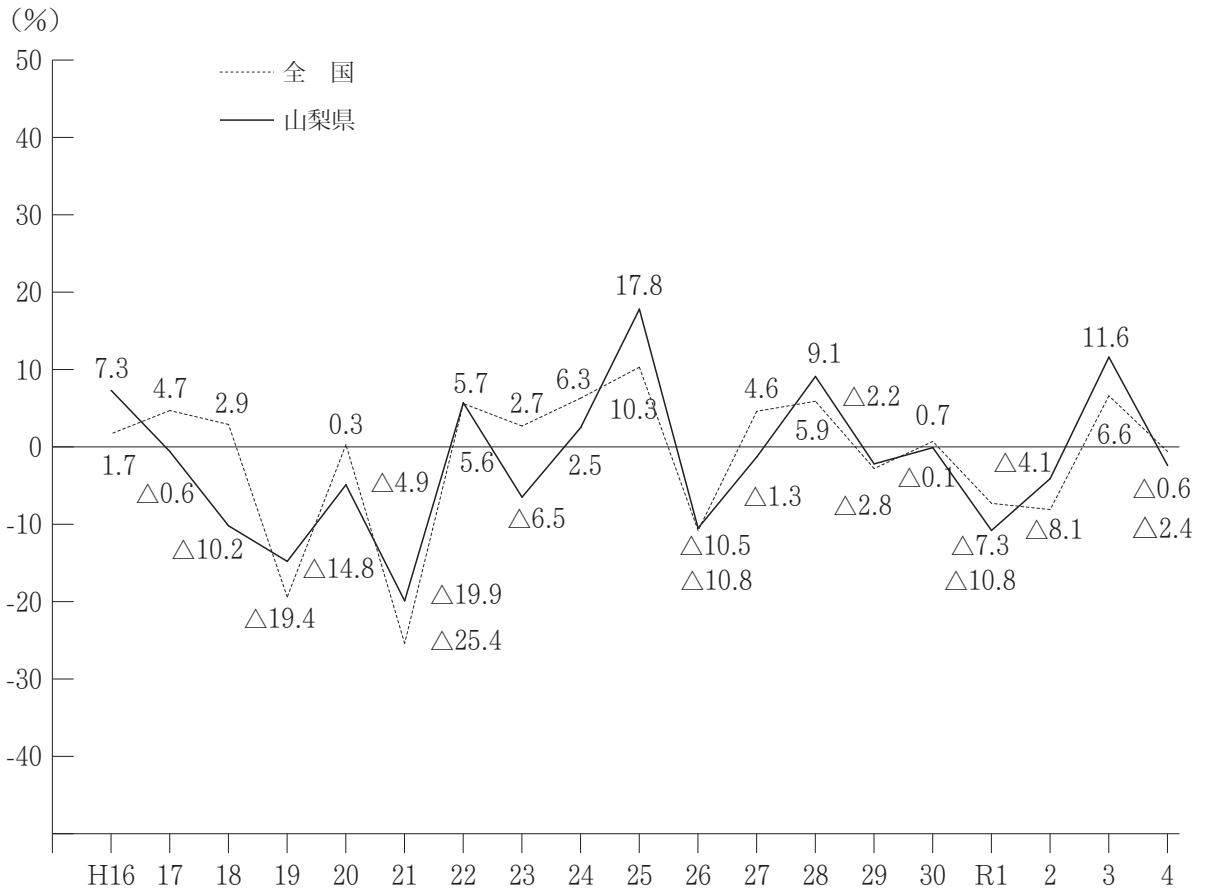
ここ20年間の本県の新設住宅着工戸数の動向は、おおよそ全国的な傾向と同様となっている。  
(次ページ下グラフ参考)

平成16年度から18年度までは7,000戸付近で推移していたが、平成19年度は改正建築基準法等の影響により、6,000戸を割り込み、その後、平成20年秋以降の世界的な金融危機を契機とする景気の落ち込みが減少傾向に拍車をかけ、約10年間、4,500戸～5,000戸付近で推移していた。

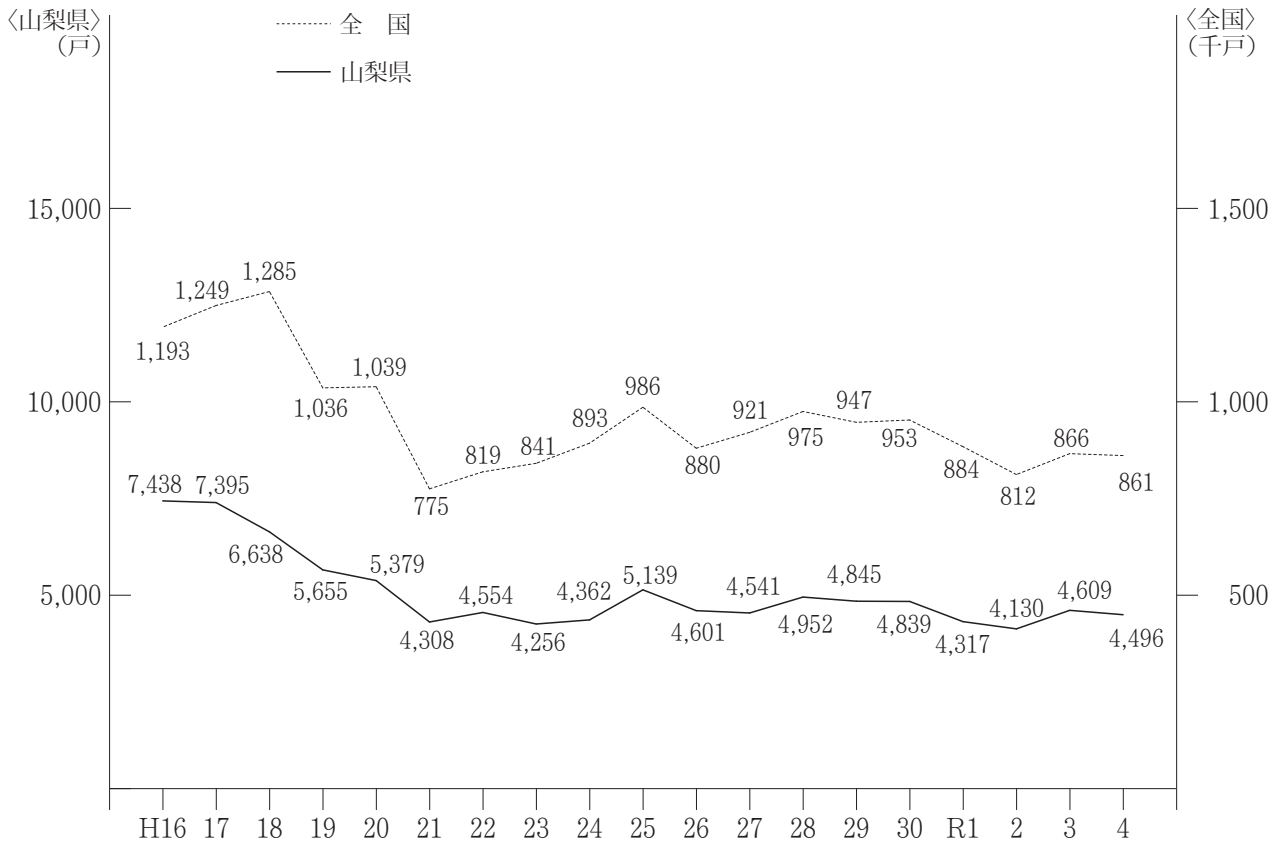
新型コロナウイルスの世界的な流行の影響により、令和2年度には4,100戸付近まで減少したが、令和3年度には、再び増加に転じている。

直近の令和4年度には、前年度比2.4%の減少で4,496戸となった。

新設住宅着工戸数前年度比伸び率



新設住宅着工戸数



## 4 公 営 住 宅 等

県・市町村が事業主体となり、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で公営住宅を供給するとともに、中堅所得者等に対しては、良質な賃貸住宅である特定公共賃貸住宅を供給している。

また、土地所有者等民間活力を活用した、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅や、高齢者向けの高齢者優良賃貸住宅などのモデル事業を実施し、市町村の取り組みの促進を図っている。

### (1) 県 営 住 宅

本県の公営住宅の保有率は全国的にみても高く、ストックとしては充足しており、山梨県住生活基本計画における県・市町村による計画期間中の供給目標量は、新たな公営住宅需要に対し、主に既存公営住宅の自然退去により充足できる状況にある。このため、老朽化した住宅の建替や全面的改善、個別改善等による整備の推進や、適正な維持管理により県民の住宅ニーズに対応した良質な公営住宅ストックの形成を図っていく。

### 令和4年度 県営住宅建設等状況

(単位：千円)

事業名	団 地 名	種別	戸数	事業費	国 補 額	備 考
建替	玉 川	公営	72	(1,654,000) 182,834	65,302	2～7年度事業 建設
	寿	公営	72	103,706	42,924	設計 解体
水 回 り 改 善	貢 川	公営	20	24,280	10,926	4～5年度事業
	塩 山	公営	12	2,126	956	設計
住 戸 改 善	和戸他1団地	エレベーター改修		15,401	6,690	
	貢川他2団地	給水施設改修		97,711	0	
	寿他3団地	風呂釜・浴槽取替		46,859	0	
	千塚西他1団地	給湯器取替		5,150	0	
	小瀬団地	集会所他改修		7,363	0	
	白州団地	浄化槽改修		24,536	0	
	住戸改善計				197,020	6,690

※ 事業費( )は、全体事業費を表す。



(2) 市町村営住宅

地域に根ざした公営住宅の建設を目指して、市町村営住宅の建設は、県の指導、監督のもとに、県営住宅の建設と調整を図りながら積極的に進められている。

(3) 特定優良賃貸住宅（民間型）

土地所有者等民間活力を活用した、中堅所得者向けの良質な賃貸住宅で、建設費の一部や家賃の一部に対し県が補助するモデル事業を実施した。

年 度	団 地 数	戸 数
平成 7 年度	3 団地	45 戸
平成 8 年度	5 団地	67 戸
平成 9 年度	3 団地	76 戸
計	11 団地	188 戸

(4) 高齢者向け優良賃貸住宅（民間型）

民間活力を活用した、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅で、建設費の一部や家賃の一部に対し、県が補助するモデル事業を実施した。

年 度	団 地 数	戸 数
平成 14 年度	1 団地	16 戸
平成 15 年度	2 団地	40 戸
平成 16 年度	2 団地	20 戸
計	5 団地	76 戸

(5) 公営住宅等管理状況

令和 4 年 4 月 1 日から甲府市外に位置する団地及び貢川団地について同公社が管理代行者及び指定管理者として管理を行い、貢川団地を除く甲府市内に位置する団地について芙蓉建設㈱が指定管理者として管理を行っている。

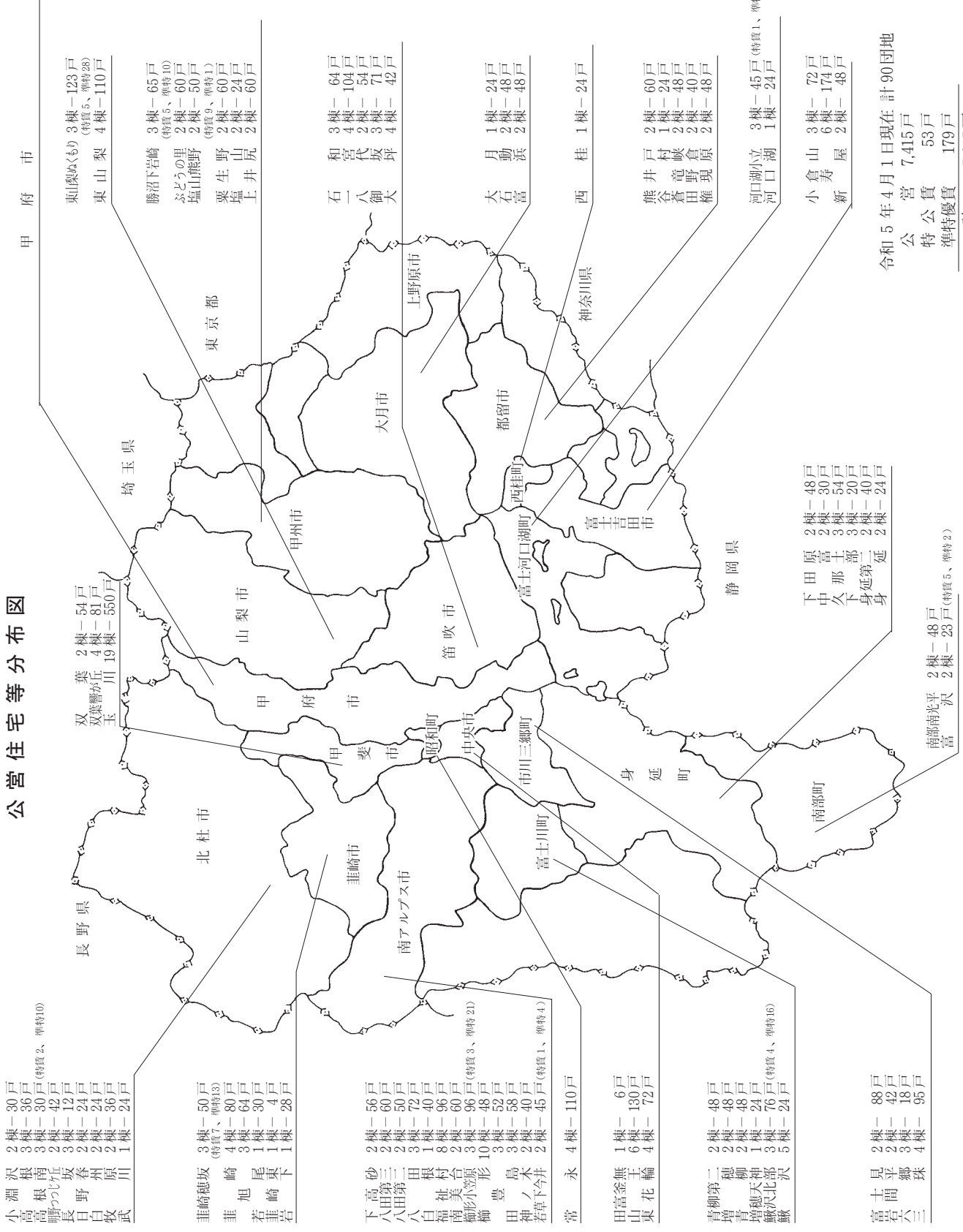
公営住宅等管理戸数

令和5年4月1日現在

項目 市町村名		県						市町村							
		県営住宅				特定公共賃貸住宅		市町村営住宅				特定公共賃貸住宅			
		公営住宅		準特定優良賃貸住宅				公営住宅		準特定優良賃貸住宅					
		団地数	戸数(戸)	団地数	戸数(戸)	団地数	戸数(戸)	団地数	戸数(戸)	団地数	戸数(戸)	団地数	戸数(戸)		
1	甲府市	10	2,713	3	66	3	11	13	1,965			1	20		
2	富士吉田市	3	294					13	837			2	19		
3	都留市	5	220					10	556			2	92		
4	山梨市	2	233	1	28	1	5	24	596						
5	大月市	3	120					14	617			1	4		
6	韮崎市	6	256	1	13	1	7	8	562			1	1		
7	南アルプス市	13	773	2	25	2	4	30	595						
8	北杜市	9	258	1	10	1	2	37	821	2	8	3	14		
9	甲斐市	3	685					12	256						
10	笛吹市	5	335					23	258			3	19		
11	上野原市							9	175						
12	甲州市	6	319	2	11	2	14	6	274			2	16		
13	中央市	3	208					10	250						
14	市川三郷町	4	243					5	205						
15	早川町							2	16						
16	身延町	6	216					14	192			1	3		
17	南部町	2	71	1	2	1	5	4	33						
18	富士川町	6	268	1	16	1	4	16	311			1	4		
19	昭和町	1	110					1	74						
20	道志村							2	16						
21	西桂町	1	24					4	112						
22	忍野村							1	30						
23	山中湖村							0	0						
24	鳴沢村							0	0						
25	富士河口湖町	2	69	1	8	1	1	1	30						
26	小菅村							1	8						
27	丹波山村							1	6						
合計		90	7,415	13	179	13	53	261	8,795	2	8	17	192		
		公営住宅戸数										16,210戸			
		県					90団地 (19市町)					7,415戸			
		市町村					261団地 (25市町村)					8,795戸			
		準特定優良賃貸住宅戸数												187戸	
		県					13団地 (単独0) (9市町)					179戸			
		市町村					2団地 (単独0) (1市)					8戸			
		特定公共賃貸住宅戸数												245戸	
		県					13団地 (単独0) (9市町)					53戸			
		市町村					17団地 (単独3) (10市町)					192戸			
		計												16,642戸	
		県					90団地 (19市町)					7,647戸			
		市町村					263団地 (25市町村)					8,995戸			

# 公営住宅等分布図

団地名	棟	戸数
塩部第一	1	75 (特賃1) (準特21)
塩部第二	5	307 (特賃5) (準特7)
伊勢	10	206
千塚北	4	124
千塚南	5	110
千塚西	2	136
湯村	7	306
貫川	41	1,040
小瀬	11	300
和戸	5	109 (特賃5) (準特38)
計	91	2,713



令和5年4月1日現在 計90団地  
 公営 7,415戸  
 特公賃 53戸  
 準特優賃 179戸  
 計 7,647戸

## 5 住宅供給公社

山梨県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づいて昭和43年に設立され、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により、県下各地において、居住環境の良好な集団住宅を供給し、県民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。分譲事業は平成22年度で終了し、現在は、県営住宅等管理事業、賃貸施設等管理事業及びその他の受託事業等を行っている。

山梨県住宅供給公社分譲事業実績（昭和43年度～平成22年度）

市町村名	団地数	取得面積(ha)	住宅の分譲戸数	宅地の分譲区画数	賃貸住宅管理戸数 (平成30年3月31日現在)	備 考
甲 府 市	16	23.4	601	75	152	
甲 州 市	3	4.5	99	25		
山 梨 市	1	0.4	6	12		
大 月 市	1	2.0	60	4		
韮 崎 市	3	5.2	110	53		
南アルプス市	8	30.1	603	223		
北 杜 市	1	3.5	11	39		
甲 斐 市	9	57.9	1,295	150	14	宅地分譲に事業用 借地含む
笛 吹 市	1	2.7	65	20		
中 央 市	2	6.1	94	41		
南 部 町	1	0.3	—	7		
昭 和 町	1	2.3	60	2		
計	47	138.4	3,004	651	166	

## 6 建築行政

建築行政は、県民の生活基盤に立脚し、「快適で安全な地域づくり」を目指して、地域環境の保全と創造、建築物の安全性を重点に、県下市町村との連携を図りながら、各地域の実態に即応したきめ細かな行政を進めている。

重点推進事項は次のとおりである。

- イ 建築確認の審査及び検査体制の整備を進め、建築物の安全性の確保を図る。
- ロ 「山梨県建築行政マネジメント計画」に基づき、関係諸機関 団体等の連携を深める中で安全で安心な建物づくりを推進する。
- ハ 関係行政部門と連携し、敷地取得から建築確認まで、これらに関係する建築技術者、宅地建物取引業者等に対しての指導と共に、建築行政に関する相談窓口を県下4建設事務所に設け、県民の意識啓発を図る。
- ニ 個性的で魅力あるまちづくりのために、建築協定の締結を促進すると共に、平成18年度から建築関係団体と連携し、景観や機能性等に優れた建築物を表彰する「山梨県建築文化賞」顕彰事業を実施している。
- ホ 建築物の防災については、県下25市町村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていることから、特に耐震、耐火、防火、避難対策に重点をおいて指導している。

このため、平成19年度に山梨県耐震改修促進計画を策定（令和2年度改定）し、住宅の耐震化率を令和7年度末には95%とすることを目標に定め、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図っている。

特に、木造住宅については、市町村が実施する耐震診断に対する補助事業の他、耐震改修設計、耐震改修工事、建替工事及び耐震シェルター設置工事に助成する市町村に対する補助事業を実施している。

また、耐震改修促進法の改正により、耐震診断の実施・報告が義務となった大規模建築物や避難路沿道建築物の診断費用に対して助成する市町村への補助事業も実施している。

なお、定期報告制度及び建築物防災週間などを通じ、現場指導と広報活動を実施し、建築防災に努めている。
- ヘ 建築物の質の向上については建築技術者の技術の研さんを図るとともに、特に工事施工、工事監理の適正化の指導に努めている。

### (1) 建築物の確認

建築物を建築しようとする場合、その計画が、都市環境の確保、防火、安全、衛生等に関する建築基準関係規定に適合するかどうかについて、建築主事等の確認が必要となり、特殊建築物と大規模建築物については、県下全域に適用され、その他の建築物は都市計画区域及び知事の指定区域に適用される。県では本庁（建築住宅課）及び県下4建設事務所において建築確認を行っており、甲府市も特定行政庁として市内の建築確認を行っている。（平成27年3月31日をもって富士吉田市の限定特定行政庁を廃止。）

なお、建築確認や検査を行うことができる民間機関（指定確認検査機関）として平成15年度に（公社）山梨県建設技術センターが知事の指定を受けると共に、国土交通大臣等の指定を受けた機関も県内での建築確認業務等を行っている。

また、建築物の安全性を確保するため改正された建築基準法においては、一定の高さ以上等の

建築物の構造計算について、従来の建築主事の審査に加え、指定構造計算適合性判定機関による二重のチェック制度が設けられた。なお、当該構造計算適合性判定制度については平成27年6月1日に改正され、2以上の都道府県で判定の業務を行う機関については国が指定し、その上で知事が判定の業務を委任することとなったため、県では、令和5年6月1日現在、9機関に業務を委任している。

### 建築確認申請件数

(単位：件)

年度 区分	R1	2	3	4
	確認申請	確認申請	確認申請	確認申請
(市)建設事務所				
甲府市 (特定行政庁)	905	814	798	809
中北建設事務所	1,536	1,440	1,586	1,540
峡東建設事務所	638	598	653	668
峡南建設事務所	131	133	130	109
富士・東部建設事務所	962	867	925	904
計	4,172	3,852	4,092	4,030
計(甲府市を除く)	3,267	3,038	3,294	3,221

※計画変更申請は除く

#### (2) 建築物の許可

建築基準法で都市計画区域内等に適用される建築制限のうち、用途、高さ制限、日影規制等について、地域の環境や利便を害しないと認め、又は公益上やむを得ない場合等で地域、地区の指定の主旨に反しない範囲において、例外的に建築許可を行っている。

許可に当たっては、関係市町村との協議、調整等十分な事前協議を得て、慎重な事務処理に努めている。

### 建築許可等の件数

種別 区分	敷地等と 道路の関係 43条	用途地域 48条	特殊建築物 51条	高さの制限 55条	日影による 高さの制限 56条の2	仮設 建築物許可 85条	仮使用認定 7条の6
	R1 許可等件数	11	1	1	0	1	1
2 許可等件数	16	0	0	0	0	4	2
3 許可等件数	13	0	1	1	0	6	2
4 許可等件数	8	0	1	0	0	1	3

(3) 建築審査会及び公開聴聞会

山梨県建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に係る学識経験者7名の委員をもって組織されており、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決、建築基準法の施行に関する重要事項の調査、審議等を行っている。

建築許可をする場合には、仮設建築物及び仮使用認定を除き、すべて建築審査会の同意が必要とされる。

なお、用途制限に関する建築許可をする場合には、建築基準法の規定に基づいて、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行っている。

建築審査会及び公開による意見の聴取開催状況

年度	種 別 区 分	建 築 審 査 会	
		建 築 審 査 会	公開による意見の聴取
R1	開 催 回 数	3	1
	取 扱 件 数	15	
2	開 催 回 数	0	0
	取 扱 件 数	12	
3	開 催 回 数	2	0
	取 扱 件 数	14	
4	開 催 回 数	1	0
	取 扱 件 数	8 <sup>(※)</sup>	

(※) 包括同意案件の為、次年度の建築審査会で報告予定。

## (4) 木造住宅居住安心支援事業

## 令和4年度 木造住宅居住安心支援事業概要

(単位：戸、千円)

事業名	事業概要	対象世帯	予算戸数	補助対象 限度額	補助限度額 (国+県+市町村)	補助率	予算額 (県)	財源等
木造住宅耐震診断支援事業費補助金(H15～) (見積り等H24～)	『S56. 5月以前に建設された木造住宅』を対象に、『市町村が実施する耐震診断経費(概算見積り等を含む)』に対する補助	全世帯	400	45	県民の負担無し	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	4,584	県費 4,584
木造住宅耐震改修等支援事業費補助金(R3～)	『S56. 5月以前に建設された木造住宅』を対象に、『耐震診断の総合評点が1.0未満のものを1.0以上にする設計費及び改修費』又は『耐震診断の総合評点が1.0未満のものを除却し同一敷地内に新築する設計費及び工事費』に市町村が補助する経費に対する補助	全世帯	250	1,250	定額 1,000 (工事費の80%を限度とする。)	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	62,500	県費 62,500
低コスト工法割増支援事業費補助金(R3～)	『木造住宅耐震改修等支援事業費補助金を活用するもの』で、『低コスト工法を利用して耐震改修工事を行うもの』に対する割増の補助	全世帯	84	—	定額 200	県 1/1	16,800	県費 16,800
耐震シェルター設置事業補助金(H21～)	『S56. 5月以前に建設された木造住宅』を対象に、『耐震診断の総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する費用』に対する補助	全世帯	5	360	240	個人 1/3 県 1/3 市町村 1/3	600	県費 600



木造住宅居住安心支援事業実施状況

R5.3.31 現在

事業名	年 度	15～24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	合計	
木造住宅耐震診断支援事業	実施数(戸)	7,188	556	434	407	501	340	377	301	264	200	165	10,733	
	実施市町村数	27	26	23	23	23	23	25	24	24	22	21	27	
木造住宅耐震改修支援事業	実施数(戸)	264	75	45	25	31	36	38	16	20	(改修)15 (建替)17	32 (改修)18 (建替)24	42	624
	実施市町村数	21	14	17	12	12	14	17	18	6	12	16	22	
低コスト工法割増支援事業	実施数(戸)										10	15	25	
	実施市町村数										6	9	11	
木造住宅耐震性向上型改修支援事業	実施数(戸)	2	0	0	1	2	1	1	2	0			9	
	実施市町村数	2	0	0	1	2	1	1	1	0			5	
木造住宅耐震改修設計支援事業	実施数(戸)	80	78	45	36	34	38	42	22	15			390	
	実施市町村数	16	17	12	13	13	16	17	10	9			21	
木造住宅耐震シェルター設置支援事業	実施数(戸)	11	2	1	0	3	5	0	0	0	0	0	22	
	実施市町村数	7	2	1	0	3	3	0	0	0	0	0	11	

※ 木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震性向上型改修支援事業、木造住宅耐震改修設計支援事業は令和2年度で廃止し、令和3年度から木造住宅耐震改修等支援事業に統合

(5) ブロック塀等安全確保対策支援事業

ブロック塀等安全確保対策支援事業

(単位：箇所、千円)

事業名	事業概要	対 象	予算箇所数	補助対象 限度額	補助限度額 (国+県+市町村)	補助率	予算額 (県)	財源等
ブロック塀等安全確保対策支援事業	ブロック塀等の耐震改修等工事に要する費用に対する補助	第一次・第二次緊急輸送道路及び緊急輸送道路等から指定避難所まで至る道路で市町村が指定した道路に面した倒壊の危険性があるブロック塀等	245	450	300	個人 1/3 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6	18,375	県費 18,375

(6) 建築士関係

建築士法に基づき、建築士の指導育成を図るとともに、二級及び木造建築士試験及び免許登録、一級、二級及び木造建築士事務所の登録事務を行っている。

また建築士審査会を開催している。

建築士事務所の登録状況

R5.3.31 現在

年度 \ 種別	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所	計
H29	612	233	1	846
30	602	233	1	836
R1	589	227	1	817
2	585	228	1	814
3	574	224	1	799
4	558	220	0	778

一級・二級・木造建築士免許登録状況

年度 \ 種別	一級建築士	二級建築士	木造建築士	計
H29	1,344	5,367	65	6,776
30	1,357	5,383	66	6,806
R1	1,375	5,408	67	6,850
2	1,387	5,434	67	6,888
3	1,405	5,456	67	6,928
4	1,411	5,477	67	6,955

(7) 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき、業務の適正な運営と、購入者等の利益の保護、宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、業界の指導を行っている。

また、取引についての相談、苦情、紛争等の迅速かつ適正な解決処理に努めている。

宅地建物取引業免許別業者、宅地建物取引士登録状況

R5.3.31 現在

種別 年度	業者数	同左内訳		取引士 (登録者数)	備考
		法人	個人		
H29	701	562	139	4,066	業者うち大臣免許 9 (法人)
30	692	558	134	4,144	業者うち大臣免許 9 (法人)
R1	697	562	135	4,232	業者うち大臣免許 8 (法人)
2	691	560	131	4,105	業者うち大臣免許 9 (法人)
3	677	559	118	4,190	業者うち大臣免許 10 (法人)
4	667	549	118	4,282	業者うち大臣免許 11 (法人)

## 7 空き家対策

平成 26 年に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)では、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家に対し、市町村が対策の実施主体に位置づけられ、都道府県には市町村の取り組みへの支援が要請されている。

平成 30 年住宅・土地統計調査によると本県の空き家率は 21.3%で全国第一位となっており、全国第一位となったのは平成 15 年以降 4 期連続となる。

平成 30 年住宅・土地統計調査による空き家率

	戸 数 (戸)	空 家 率 (%)	全 国 順 位
住 宅 総 数	422,000	—	—
空 家 総 数	90,000	21.3	1 位
二次的住宅	16,500	3.9	2 位
賃貸用空き家	35,600	8.4	3 位
売却用空き家	1,200	0.3	40 位
その他空き家	36,600	8.7	14 位

県では、平成 27 年より県庁内関係課室と民間の専門家団体等を構成員にした空き家等対策市町村連絡調整会議を設置し、空き家対策に取り組む市町村への情報提供や技術的な助言、市町村間の連絡調整等の援助を実施している。また、令和元年より市町村への財政的な支援として国の補助事業と連携した山梨県空き家対策総合支援事業を実施している。

市町村では、令和元年にすべての市町村で空家法に基づく空家等対策計画が策定されたほか、令和 5 年 3 月末現在で、16 市町村で協議会・審議会等が設置され、17 市町村で空き家の適正管理に関する条例が定められるなど、空き家対策に係る体制整備が着実に進められている。

また、令和 5 年 3 月末現在で、空家法に基づく特定空家等については 9 市町村 102 件で認定され、うち 4 件が略式代執行によって除却されるなど合計で 66 件が除却に至っている。

一方、令和 5 年 3 月末現在で、21 市町村が空き家バンクを開設しており、空き家の利活用に係る施策についても着実に進められている。



# 第9 用 地 関 係



# 第9 用地関係

## 1 公共用地取得の現況

住みよい社会生活の環境づくりをめざし、県は、道路、河川、砂防、下水道、街路、公園、ダム等の公共施設整備を着々と進めているところである。これらの公共施設は、地域の実情を考慮し、真に公共の利益が図れるよう配慮している。

このように大切な公共施設の設置に当たっては、まず公共用地の取得が必要となる。社会経済情勢の複雑化、生活様式の多様化、住民の権利意識の高揚等に伴い、補償交渉はより複雑化し、公共用地の取得は益々困難となっている。こうした状況にあっても、公共施設の必要性・重要性に対する住民の理解と協力を得ながら、円滑な公共用地の取得に努めている。

(1) 公共用地取得実績

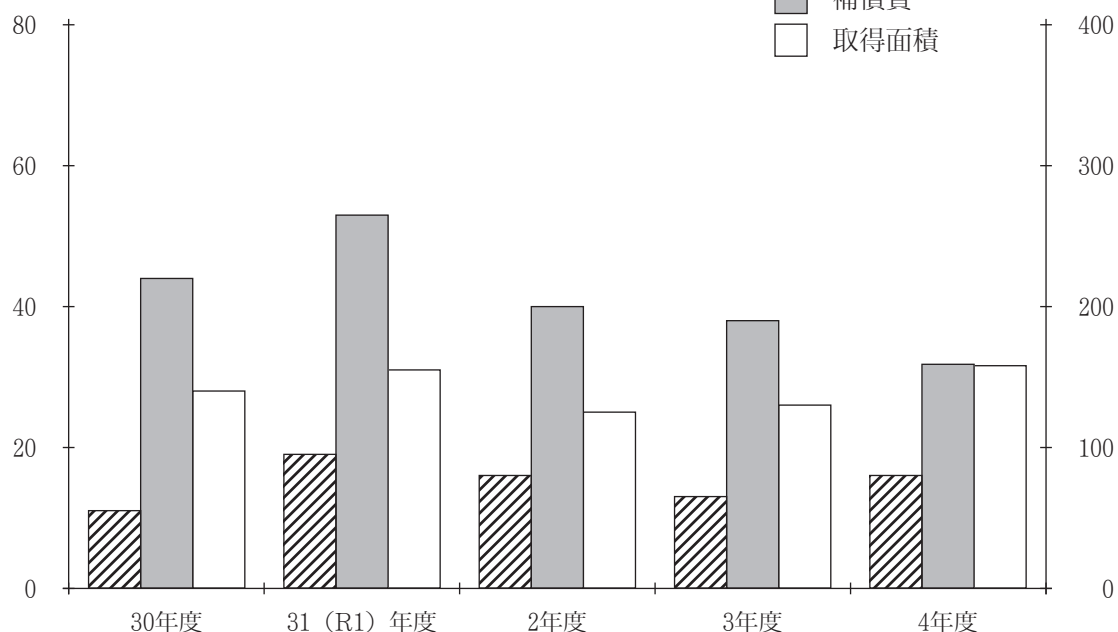
(単位：千円)

種別 \ 年度	H 30	31 (R 1)	2	3	4
(A) 用地費	1,062,784	1,854,632	1,552,231	1,301,355	1,548,979
(B) 補償費	4,443,323	5,320,580	3,995,925	3,828,946	3,463,972
(A + B) 計	5,506,107	7,175,212	5,548,156	5,130,301	5,012,951
取得面積	141,971 m <sup>2</sup>	153,063 m <sup>2</sup>	126,157 m <sup>2</sup>	137,231 m <sup>2</sup>	160,501 m <sup>2</sup>

金額 (億円)

 用地費  
 補償費  
 取得面積

面積 (千m<sup>2</sup>)



(2) 用地取得困難案件の状況

「山梨県県土整備部公共用地取得推進会議・同推進班」を設置して、用地取得困難案件の進捗管理を行いながら、下記の基準\*に基づき、事業の緊急性の高いものについて、土地収用法の事業認定申請、収用委員会に対する収用裁決申請等を行っている。

年 度	困 難 件 数			困 難 解消数	裁決申請
	繰 越	新 規	計		
H31(30 決定)	1	1	2	0	1
R 2 (1 決定)	2	2	4	2	1
R 3 (2 決定)	1	12	13	1	0
R 4 (3 決定)	9	4	13	1	0
R 5 (4 決定)	12	5	17	1	

※ 事業認定の申請時期

原則として、「用地取得率が80%となった時」、「用地幅杭の打設から 3年を経た時」のいずれか早い時期を経過した時まで、収用に移行する。

※ 裁決申請等の時期

事業認定の告示の後、速やかに行うものとする。

(3) 土 地 収 用

土地収用法は、公共の利益の増進と私有財産の調整を図ることを目的とし、国土交通大臣又は都道府県知事による事業の認定制度と、収用委員会による裁決制度の2つを柱として構成されている。

また、裁決制度には、起業者と権利者の合意による和解、協議の確認といった制度もある。

「土地収用法」関係事務処理状況

種 別 \ 年 度	H30	31 (R 1)	2	3	4
大臣事業認定	0	1	0	0	0
知事事業認定	2	1	5	1	0
<b>計</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
裁 決 申 請	0	1	1	0	0
裁 決 件 数	1	0	2	0	0



## 2 財 産 管 理

### 廃川敷地・廃道敷地の処分事務

河川改良工事、道路改良工事等の施工の結果生じた、国有財産である廃川敷地・廃道敷地については、国有財産法第 28 条及び河川法第 93 条又は道路法第 94 条の規定による譲与手続を経て、取得後財産の処分を行っている。

### 廃川・廃道敷地処分状況

種 別		年 度				
		H30	31 (R 1)	2	3	4
件 数		12	16	4	4	5
内 訳	廃川敷地	10	9	2	3	3
	廃道敷地	2	7	2	1	2
数 量 (㎡)		1,077.03	844.23	342.78	732.47	794.85
内 訳	廃川敷地	1,061.59	548.16	255.82	652.75	445.56
	廃道敷地	15.44	296.07	86.96	79.72	349.29
金 額 (千円)		7	1,426	1,921	5,327	10,457
内 訳	廃川敷地	7	204	1,386	4,361	10,055
	廃道敷地	0	1,222	534	966	402



# 第10 営繕関係



総合農業技術センター 外観



# 第10 営繕関係

## 1 営繕事業の概要

県が所有・管理する建築物の新営（新築、改築、増築等）、修繕（補修、改修等）を行っている。  
 具体的には「設計・積算から工事執行の監理監督、完成引渡し」までの業務を行い、新営に当たっては、「長く県民に愛される施設づくり」を目標に、快適性、利便性、安全性に優れた施設の整備を図るとともに、限られた予算のなかでコスト縮減を図りながら、設計・施工を行っている。  
 また、既存建築物の施設機能を維持するため、効率的、計画的な修繕を実施し、緊急を要する場合には、優先的に工事を行っている。

## 2 営繕工事の年度別状況

工事執行金額及び件数

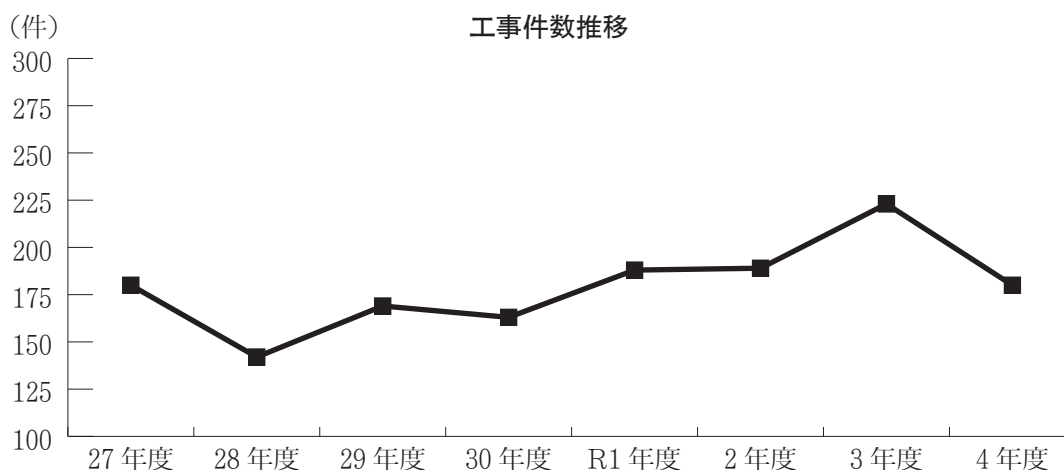
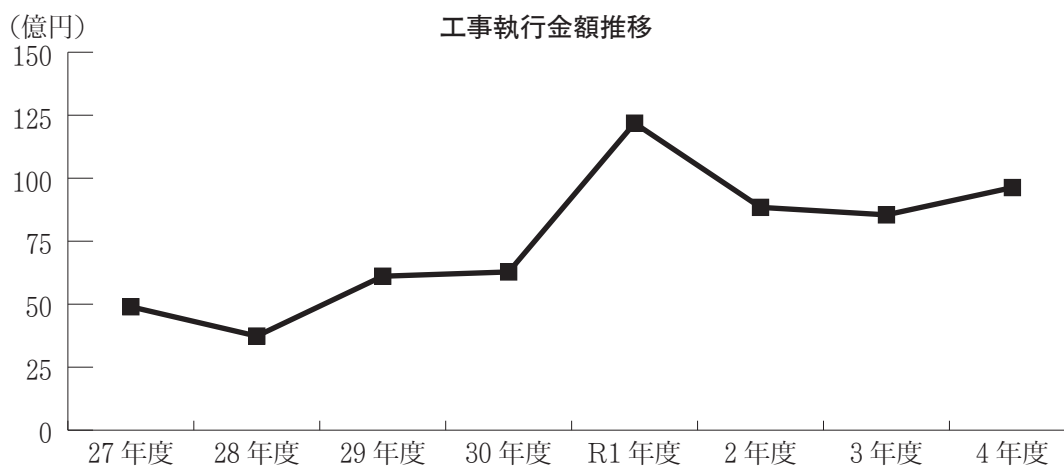
項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
金額（億円）		48.98	37.34	61.10	62.80	121.84	88.43	85.45	96.29
件数（件）		179	142	169	163	188	189	223	180

表中の金額：当該年度の執行額（支払額）

※委託件数・金額は含まない。

表中の件数：当該年度の執行額に関わる工事件数

※かい令達分は含まない。



### 3 令和4年度工事の状況

事業主管所属	工事執行規模		主 な 工 事 内 容
	件数 (件)	執行額 (千円)	
知事直轄組織	1	7,800	衛生環境研究所倉庫他解体工事(明許)(特例)
総務部	55	3,129,019	びゅうあ総合改修工事 びゅうあ総合改修電気設備工事 びゅうあ総合改修機械設備工事
福祉保健部	1	0 (令和5年度 執行予定額 5,478)	あけぼの医療福祉センター成人寮段差改修工事 (明許)
子育て支援局	3	341,608	愛宕山こどもの国管理研修棟他建設工事 愛宕山こどもの国管理研修棟他建設電気設備工事 愛宕山こどもの国管理研修棟他建設機械設備工事
林政部	4	79,739	清里の森従業員棟他解体工事 清里の森クラブハウス改修工事 金川の森屋外トイレ改修工事
産業労働部	2	145,673	産業技術センター高度技術開発棟他解体工事 産業技術センター車庫棟改築他工事
観光文化部	7	1,462,737	県民文化ホール舞台機構改修工事(明許)(余指) (2補) 県民文化ホール舞台音響設備他改修工事(明許) (余指)(2補) 県民文化ホール舞台照明設備改修工事(明許)(余 指)(2補)
農政部	6	715,921	総合農業技術センター改築工事(継続) 総合農業技術センター改築電気設備工事(継続) 総合農業技術センター改築機械設備工事(継続)
県土整備部	71	2,317,099	県営住宅玉川団地第一期1工区改築工事(一部債 務) 県営住宅玉川団地第一期1工区改築電気設備工事 (一部債務) 県営住宅玉川団地第一期1工区改築機械設備工事 (一部債務)
教育委員会 (学校施設 課除く)	3	48,206	ゆずりはら青少年自然の里改修工事(明許) ゆずりはら青少年自然の里改修機械設備他工事 (明許) 青少年センターテニスコート改修工事
教育委員会 (学校施設課)	18	1,142,779	青洲高校グラウンド整備工事(継続) 青洲高校グラウンド整備電気設備工事(明許) 青洲高校グラウンド整備機械設備工事(明許)
警察本部	9	238,410	甲府警察署甲府駅前交番改築工事(明許)(特例) 旧韮崎警察署庁舎他解体工事(明許) 北杜警察署大泉駐在所建設工事
合計	180	9,628,991	

## 4 主要工事

### ① 総合農業技術センター

老朽化した本館について、北館等の敷地内に分散している施設・機能等を本館に集約し、情報通信技術（ICT）を駆使したスマート農業を推進する研究試験施設に再整備。

「山梨県産木材利用促進条例」に基づき、可能な限り木造・木質化を図ることとし、2階部分を木造とするほか、会議室や廊下などの内装材に木材を使用している。

【建設場所】 甲斐市下今井 1100

【総工事費】 821 百万円

【整備スケジュール】 令和3年7月～令和4年8月

【施設の概要】

用途	構造・階数	延べ面積
事務所	鉄筋コンクリート造一部木造 地上2階建	1,946.80 m <sup>2</sup>



外観



内観

### ② 愛宕山こどもの国管理研修棟他

愛宕山こどもの国は、昭和46年に設置され開園から50年を経過し老朽化が進んでいることから、全体を再整備。自然保育の拠点施設として、工作体験室等の機能を備えた管理研修棟や、管理棟、炊事棟を整備。

「山梨県産木材利用促進条例」に基づき、主要部材を木造とするほか、工作室や管理事務所などの内装材に木材を使用している。

【建設場所】 甲府市愛宕町 358 - 1

【総工事費】 342 百万円

【整備スケジュール】 令和4年6月～令和5年2月

【施設の概要】

用途	構造・階数	延べ面積
事務所・研修施設	木造 地上1階建 (3棟)	560.92 m <sup>2</sup>



外観



内観



③ 南アルプス警察署芦安駐在所

【建設場所】 南アルプス市芦安安通 551 - 1 他

【総工事費】 43.6 百万円

【整備スケジュール】 令和4年2月～令和4年8月

【施設の概要】

用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
駐在所	木造 地上2階建	86.0 m <sup>2</sup>

④ 北杜警察署大泉駐在所

【建設場所】 北杜市大泉町谷戸 2996 - 1

【総工事費】 45.7 百万円

【整備スケジュール】 令和4年9月～令和5年3月

【施設の概要】

用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
駐在所	木造 地上2階建	86.0 m <sup>2</sup>

⑤ 青洲高校部室

【建設場所】 市川三郷町市川大門 1733 - 1

【総工事費】 43.1 百万円

【整備スケジュール】 令和4年3月～令和4年10月

【施設の概要】

用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
部室	鉄筋コンクリート造 地上2階建	95.2 m <sup>2</sup>

⑥ 国道411号（仮称）砂田排水機場建屋

【建設場所】 甲府市砂田町 地内

【総工事費】 55.1 百万円

【整備スケジュール】 令和4年9月～令和5年3月

【施設の概要】

用 途	構 造 ・ 階 数	延 べ 面 積
排水機場建屋	鉄筋コンクリート造 地上1階建	108.0 m <sup>2</sup>



南アルプス警察署芦安駐在所



北杜警察署大泉駐在所



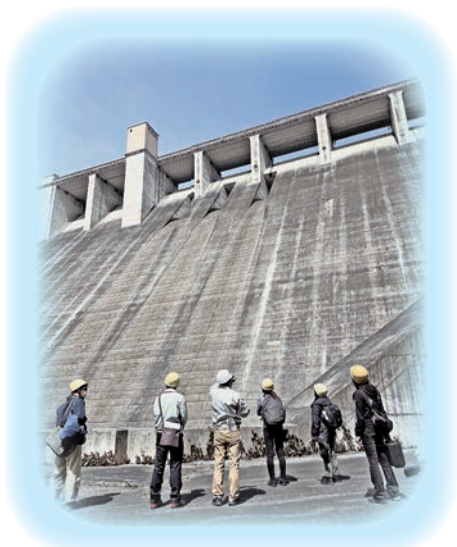
青洲高校部室



国道411号（仮称）砂田排水機場建屋



# 第11 景観関係





# 第11 景 観 関 係

## 1 景観形成への取り組み

我が国のまちづくりにおいては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いた景観を形成してきたことは否めない。

しかし、1980年代に入って全国の自治体において景観条例を制定する動きが広がる中で、美しい街並みなどの良好な景観について住民の関心が高まり、個性ある地域の景観形成や、景観に配慮したまちづくりが各地で進められるようになった。

本県も、景観に対する関心が高まる中、平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定し、かけがえのない自然や貴重な歴史的文化的資産を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することに努めてきた。

国もこれら地方の動きに応えるべく、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」をまとめるとともに、平成16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である、「景観法」を柱とする「景観緑三法」を制定し、美しく風格のある国土の形成に向けて大きく舵を切った。

こうした背景から、県では、美しい県土づくりを目指し、良好な景観形成のための様々な取り組みを行っている。

## 2 山梨県景観条例の概要

### (1) 趣旨

かけがえのない自然景観や貴重な歴史的文化的景観を県民共有の財産として守り育て、後世に継承していくとともに、快適で魅力ある景観の保全及び創造を図り、個性豊かで潤いのある県土の実現を目的としている。(平成2年10月20日公布施行、一部平成3年4月1日施行)

### (2) 主な施策等

#### ① 景観形成地域の指定

県土の景観形成上重要な地域を「景観形成地域」として指定し、一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、景観形成基準に基づき、建築物等の形態や色彩、高さなどについて必要な指導・助言を行う制度。

平成5年6月14日に指定(7月15日適用)した北杜市の「清里景観形成地域」については、平成23年10月1日に施行された北杜市景観計画に、同様な仕組みが導入されたことを受けて解除したため、現在指定されている地域はない。

#### ② 大規模行為の届出

県内の全域\*を対象に一定規模を超える建築物や工作物の新築などの行為の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準に基づき必要な指導・助言を行っている。(※景観計画策定済みの25市町村を除く)

#### ③ 公共事業における景観形成

学校や庁舎、道路や河川、橋などの公共施設は、不特定多数の人が利用するものであり、多くの人の目に触れるため、地域の景観づくりの大きな要素となる。県は、地域の景観形成の先導的役割を果たすために公共事業等景観形成指針を定め、公共事業を行う場合には、機能性や効率性と合わせて、周囲にうるおいとやすらぎを与えるものとなるよう景観づくりのための配慮を行っている。

### 3 景観法の活用

平成16年に制定された景観法は、我が国初の景観に関する総合的な法律として、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を規定するとともに、実効法として景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みも備えている。

具体的には、基本理念として良好な景観が現在及び将来における「国民共有の資産」であることを明確にしているほか、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等により地域の個性を伸ばすよう「多様な形成」を図るべきことなどを示している。

景観法の制定に伴い、本県は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、主体的に地域の個性を活かした景観形成を担っていくことが望ましいと考え、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり景観計画を策定するよう、情報提供や補助制度等の技術的財政的支援を行っており、市町村が景観行政団体となって景観計画を策定するまでの間は、県の景観条例に基づいて市町村の景観行政を支援している。

なお、令和5年4月1日時点で山梨県内における全市町村が、景観行政団体になった。

#### 本県の景観行政団体及び「景観計画」の策定状況

令和5年4月1日現在



## 4 景観に関する普及啓発事業等

### (1) 美の郷やまなしづくり基本方針

平成 26 年度に、美しく活力のある県土を後世に引き継ぐために、「美の郷やまなしづくり」の基本的な考え方や、実際に取り組む際の参考となる事例を示した「美の郷やまなしづくり基本方針」を策定した。

### (2) 「美しい県土づくりガイドライン」の策定

平成 20 年度に、県全体の景観形成の基本方針や広域景観のあり方、地域の実情に応じた景観づくりの手法を示す「美しい県土づくりガイドライン」を策定した。

また、平成 26 年度には一目見て山梨県であることが分かるような風景の活かし方について解説をした「山梨の大観」を策定した。

### (3) 「景観セミナー」の開催

市町村職員や一般県民の景観に対する意識の向上を図るため、平成 17 年度より毎年 1 回景観セミナーを開催している。

### (4) 「日本風景街道」の取組み

これまでの日本の道路整備は、単にモノや人を運ぶ道具としての機能や安全性に重点がおかれ、美しさ・景観・味わいなどは二の次であった。そこで住民が主体となり、地域固有の景観、自然、歴史、文化などを有効に活用し、美しく味わいのある地域の「道」空間づくりを目指した「日本風景街道」の取組みを推進している。

全国 144 ルートの内、本県では「八ヶ岳南麓風景街道」と「ぐるり富士山風景街道」の 2 つが登録され、行政と住民の協働による「道」空間づくりが進められている。

### (5) 「やまなしの歴史文化公園」の取組み

昭和 59 年に、愛着と誇りのもてる郷土づくりを進めるため、「やまなしの歴史文化公園に関する条例」を制定し、郷土の貴重な歴史的文化的資産が、周囲の自然環境や景観と一体となって、山梨らしさを象徴しているエリアを歴史文化公園として指定した。

現在、16 市町計 24 箇所を指定済で、標識や説明板を設置し、市町村とともに来訪者や住民の利用促進を図っている。

### (6) 景観アドバイザー活用事業

公共事業における景観検討や市町村が開催する景観形成に係る研修のため、担当部署に景観アドバイザーを派遣し、景観の専門家の知見を活用することにより、公共事業による景観形成や市町村景観施策の促進を図っている。

令和 4 年度実績 計 16 回

県 事 業 16 回（景観に関する講演会・講習会 他）

派 遣 の 実 績

(令和4年度)

依 頼 者	内 容 等	回 数
景観づくり推進室	県及び市町村における景観行政担当者会議	4
景観づくり推進室	土木遺産講演会	1
景観づくり推進室	各種セミナー	2
景観づくり推進室	公共事業景観検討講習会	1
景観づくり推進室	公共事業による景観検討	8
計		16

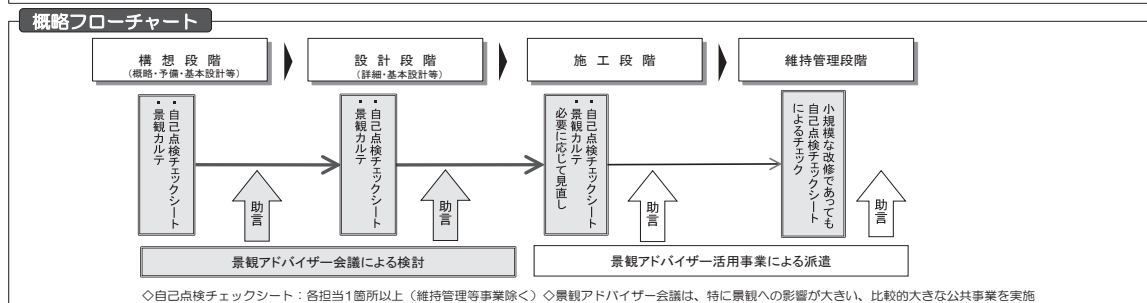
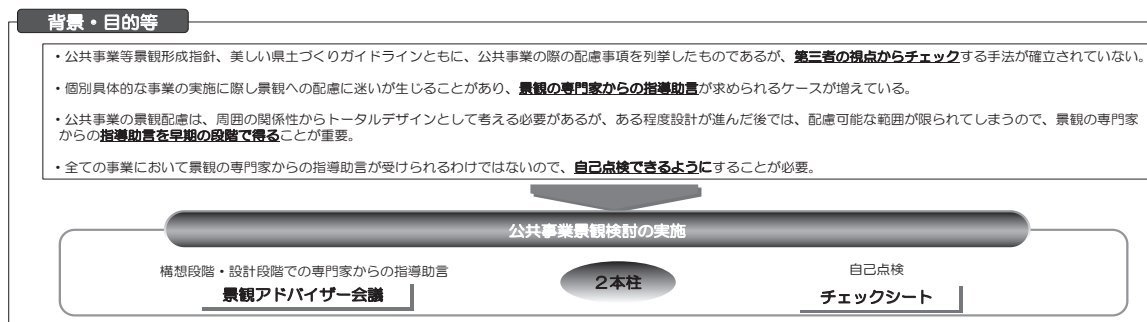
(7) 「山梨県公共事業における景観ガイドライン」の制定

道路や橋、擁壁、公共建築物などを施工する公共事業は大規模なものが多く、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすため、公共事業に携わる職員が事業実施において、本県の優れた自然景観や貴重な歴史文化的景観などを保全し、地域の個性や魅力を引き出すことができるよう、基本的な考え方を身につけることを目的とした「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を制定した。

(8) 公共事業景観検討の取組み

事業の構想、設計の各段階で、景観に関する各専門家からの指導・助言を設計に反映し、さらに、施工、維持管理の各段階においても同様に指導・助言を反映し、早い段階で第三者の視点からチェックできる仕組みとしている。また、事業を実際に担当している職員が行う自己点検チェックシートも活用し、景観に配慮した公共施設整備に取り組んでいる。

## 県土整備部 公共事業景観検討の取り組み



### 景観アドバイザー会議 写真状況

◇計画地での助言等  
享受状況



◇机上での助言等  
の享受状況



### (9) やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業（R4まで）

市町村が地域住民と協働で行う景観まちづくり活動に対して県が支援する事業。

- 補助対象
  - ・景観まちづくりプランの作成
  - ・景観まちづくりプランの作成に向け、専門的知識やノウハウが不足している市町村職員を支援するためのコーディネーターを派遣する。
- 補助率等 市町村事業 1/2（上限 1,500 千円）
- 対象市町村 忍野村、富士河口湖町、身延町

プラン作成 (1地域あたり)	市町村 1/2	県 1/2 補助限度額 1,500千円
-------------------	---------	------------------------

### (10) 公共眺望ポイントの整備

平成 26 年度に、山梨らしい大観を眺めることができ、自動車等で気軽に行くことが可能な県・市町村の管理する眺望ポイントとして整備を行うための「公共眺望ポイント整備ガイドライン」を策定した。

令和 3 年度までに、整備が終わった 73 箇所を HP で公表した。

### (11) 「美しい県土づくり推進会議」の取り組み

景観づくりの主体となる各界各層の幅広い団体に参加いただき、参加団体間の交流と情報共有を促進して、全県的かつ継続的な取り組みの広がりとなし新たな取り組みの創造を促すとともに、広く県民に景観づくりの重要性を訴える場として「美しい県土づくり推進大会」を開催している。



○大会内容 美しい県土づくりの事例報告、景観セミナー

○参加者 県、国、市町村、公的団体、公共公益的事業者、NPO・活動団体および県民等

(R5.4.1時点 全213団体)

○R4までの実績 約108名が参加し「推進大会」を開催(R2.11.18)

(12) 「やまなしインフラ魅力発信事業」

県民生活の身近に存在するインフラが持つ役割とともに隠れた“価値や魅力”について、社会資本整備を担う業界と一丸となって情報発信を行い、“身近な愛される施設”としてインフラへの理解を促進させる。

具体的な取り組みとしては、次のとおりである。

① インスタグラムの開設・運営

インフラの魅力を広く周知するために週に3回以上投稿を行う。

リポストを行い担い手確保に努める。

② インフラポータルサイトの開設・運営

県や市町村などのインフラ関連の情報の発信を行う。

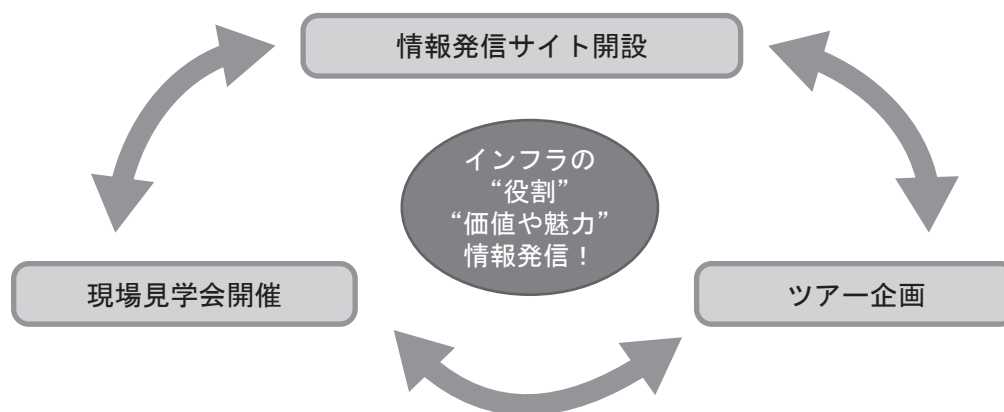
「富士の国やまなしインフラガイド」ウェブサイト運営(63施設掲載)

③ インフラツーリズムを展開

民間旅行会社と連携し県内のインフラを巡るツアー企画を実施する。

R2.10.22 大門ダム・琴川ダム、インフラツーリズム試行ツアー実施(旅行会社対象)

R5.4.14 塩川ダム、インフラツーリズム実施(旅行会社対象)



(13) 景観づくりを希望する団体への景観アドバイザー派遣

地域住民等から構成される景観づくりを希望する団体へも景観アドバイザーを利用してもらい、より魅力的で過ごしやすい公共空間を創出する。



## 5 屋外広告物

本県の豊かな自然環境の保全と整然とした都市景観の創造をより一層推進するとともに、公衆に対する危害を防止するために、昭和 25 年に屋外広告物法に基づいて山梨県屋外広告物条例を制定、屋外広告物の実態とニーズの変化、技術の進歩に対応するため平成 24 年 3 月に大幅な条例改正を行った。

条例では、屋外広告物の表示・設置について、禁止地域及び許可地域とそれぞれの地域区分における設置基準、屋外広告物の登録（平成 17 年 7 月 1 日から）等を規定、適切に守られるよう指導・取り締まりを実施している。

平成 22、23 年度にかけて行った県下の屋外広告物実態調査の結果、適切でない物件が多数確認されたことから、平成 24 年度より屋外広告物行政に携わる体制を強化し適正化を推進している。

また、平成 5 年 4 月に「公共サインガイドライン」を策定し、公共が整備する標識等の質的向上を図っている。

平成 26 年 10 月には「より質の高い広告物」とするための手法やデザイン等の考え方、地域ごとの配慮事項、県内外の優良事例等を示した「山梨県屋外広告物ガイドライン」を発行し良好な景観づくりやまちづくりに利用している。

また、富士山世界文化遺産登録に伴い、イコモスから屋外広告物等が富士山や周辺の景観を阻害しているとの指摘があった。それに伴い平成 27 年 4 月 1 日から景観保全型広告規制地区（9 地区）を指定し規制の強化を行っている。

なお、一部の市町村については「山梨県の事務処理の特例に関する条例」により、屋外広告物に関する事務の一部を処理している。

処理している市町村は以下のとおり。

南アルプス市、早川町、富士河口湖町及び小菅村（平成 17 年 4 月 1 日から）

甲斐市（平成 18 年 4 月 1 日から）

甲府市（平成 19 年 4 月 1 日から）

忍野村及び道志村（平成 20 年 4 月 1 日から）

北杜市（平成 22 年 4 月 1 日から）

中央市（令和 2 年 4 月 1 日から）

韮崎市及び笛吹市（令和 4 年 4 月 1 日から）

なお、甲府市は、平成 31 年 4 月 1 日から中核市に移行し、市条例により事務を行っている。

### 屋外広告物許可件数

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
件 数	2,611	2,788	2,593	2,869	2,592

（事務処理市町村による許可件数を含む）



## 第12 建設業関係



# 第12 建設業関係

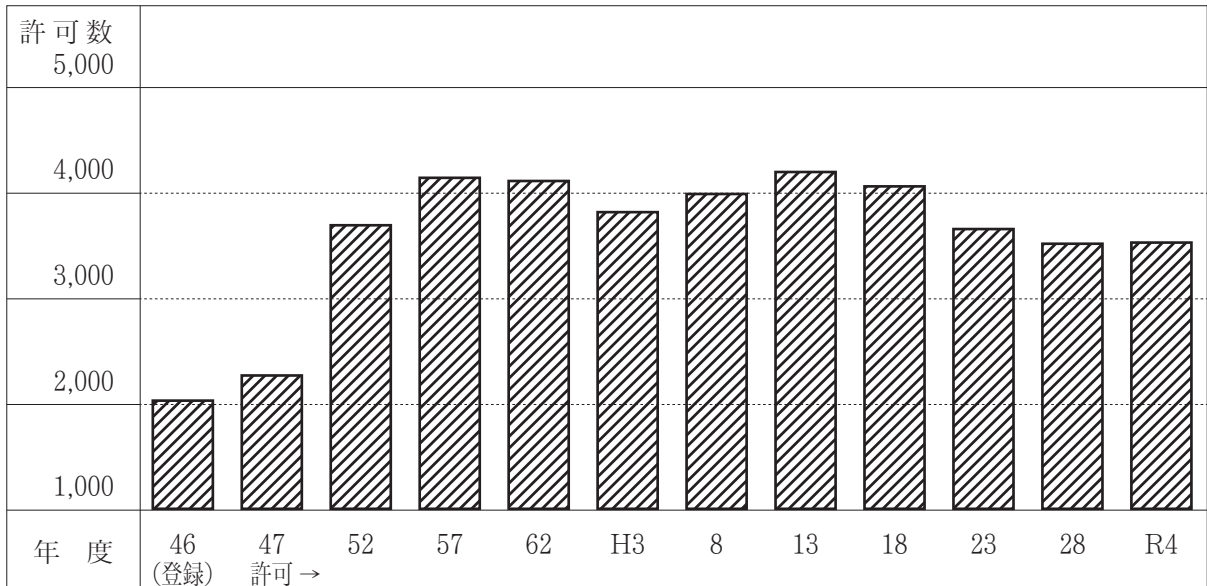
## 1 建設業者の現況

本県の建設業者（建設業法に基づく許可業者）は、昭和46年3月末（登録時）2,024業者であったが、平成16年度の4,280業者をピークに、建設投資の減少など建設業を取り巻く厳しい経営環境を反映し減少する傾向にあり、令和5年3月末には、3,534業者（知事許可業者3,501、大臣許可業者33）となっている。

また、資本金1億円未満の業者が99.7パーセントであり、ほとんどが中小企業で構成されている。

本 県 許 可 業 者 の 推 移

年 度	46 (登録)	47 (登録及 び許可)	52	57	62	H 3	8	13	18	23	28	R 4
大臣許可	29	33	27	31	34	33	40	41	38	27	30	33
知事許可	1,995	2,229	3,657	4,102	4,069	3,775	3,940	4,147	4,014	3,621	3,479	3,501
計	2,024	2,262	3,684	4,133	4,103	3,808	3,980	4,188	4,052	3,648	3,509	3,534
伸び率(%)	100	112	182	204	203	188	197	207	200	180	173	175



経 営 事 項 審 査 受 審 業 者 数 調

年 度	46	47	52	57	62	H 3	8	13	18	23	28	R 4
受審業者数	995	1,090	1,565	1,622	1,728	1,811	2,093	2,131	1,905	1,589	1,532	1,423
伸び率(%)	100	110	157	163	174	182	210	214	191	160	154	143

## 2 建設産業活性化支援

地域のインフラ整備や災害時には最前線で県民の安全・安心を担う「地域の守り手」として建設産業の活性化を進めるため、技術力・経営力の向上、持続的な発展に必要な人材の確保などを目指す建設業者に対し支援を行っている。

### (1) 建設業相談窓口の設置

建設業対策室内に専任の相談員を配置し、年間を通じて建設業者の相談に応じている。

### (2) 産学官連携建設産業振興事業

防災・減災対策やインフラの老朽化対策の中心となる建設産業が持続的に発展できるよう、産学官が連携した取り組みを行う。

- 事業内容
- ① 建設産業担い手確保・育成産学官連携会議の開催
  - ② 建設企業インターンシップの実施
  - ③ 建設産業の担い手確保・育成に向けた現場見学会や説明会等の実施
  - ④ 働きやすい環境整備や離職防止に向けた会議や意見交換会の開催

# 第13 技術管理關係





## 第13 技術管理関係

公共事業を取り巻く環境が急速に変化している中、透明性・競争性の確保を旨に、一般競争入札、総合評価落札方式の導入・拡大を図るとともに、施工管理等に関わる基準の整備・見直し、運用の強化等を図っている。

平成 26 年に現在及び将来にわたって公共工事の品質が確保されるよう、「担い手の確保」を新たな目的に据えた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を中心に、それと密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」「建設業法」のいわゆる「担い手三法」が改正された。

それに伴い、発注者の責務として担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保出来るよう予定価格の適正な設定や計画的な発注、適切な工期設定等に取り組んできた。

また、多様な入札契約制度の導入・活用として経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約ができるよう取り組んできた。

こうした成果の更なる充実と新たな課題に対応するため、令和元年に「働き方改革の推進」「生産性向上への取組」「災害時の緊急対応強化、持続可能な事業環境の確保」「調査・設計の品質確保」を柱とする、「新・担い手三法」が改正された。

今後も、公共工事の品質確保に取り組むとともに、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手が持続的に発展するような環境づくりを積極的に行っていく。

### 1 技術管理等

#### (1) 設計、積算基準

積算の基礎となる積算基準を制定し、設計単価は実勢価格を的確に反映するため、実態調査・改定を行っている。

また、資材価格の変動に対し適切な請負代金となるよう、設計単価の見直し他、スライド条項の運用を定めている。

#### (2) 共通仕様書

土木工事共通仕様書を制定するとともに、工事発注から完成までに必要な品質管理、工程管理、出来形管理等の基準の制定及び改定を行っている。

委託業務については、各種委託業務共通仕様書、照査基準等の制定及び改定を行っている。

#### (3) 工事及び委託業務成績評定

平成 13 年 3 月に入札契約適正化法に基づき閣議決定された適正化指針（ガイドライン）において、工事成績評定は各発注者が実施すべきものと規定され、さらに、平成 17 年施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、発注者の責務として明記された。

山梨県の工事成績評定は、客観的で公平な評定とするために国土交通省の評定方法に準じたものに改定し、平成 14 年 4 月から運用しており、評定結果の通知及びデータの蓄積を行い、発注業務等に活用している。

また、平成18年10月には、委託業務の成績評定についても工事と同様に客観性と透明性のあるものとすべく、評定方法の標準化を行い、平成19年4月から、結果の通知、公表及びデータの蓄積を行っている。

#### (4) 週休2日制の実施状況について

建設業では労働者の高齢化の進展と若年層の離職率が高く、将来の建設業を支える担い手の不足が深刻な課題となっている中、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成29年8月29日）」や令和6年度から時間外労働の上限が罰則付きで法に規定されたこと等を受けて、建設現場での週休2日制の推進を加速している。

週休2日制は平成28年6月から発注者指定型工事で始め、平成30年度には、受注者希望型に拡大、翌、令和元年度に、総合評価落札方式において原則「受注者希望型」で入札に附すとともに、令和2年度には、ここまでの実績に基づき総合評価落札方式の入札で加点評価することとした。そして、令和3年4月からは、更なる制度の浸透、普及を目指し、その適用を原則1千万円以上の一般競争入札とし、1億円以上は「発注者指定型」、1億円未満は「受注者希望型」と定めて施策の推進を図っており、令和4年3月末で約6割弱の工事で週休2日制に対応してきている。

さらに、令和5年4月からは、5千万円以上は「発注者指定型」、5千万円未満は「受注者希望型」と対象工事を拡大している。

なお、週休2日制の工事に取り組んだ場合には、工事成績評定の際に加点評価する一方、「発注者指定型」の工事及び総合評価落札方式の「受注者希望型」で適用を宣誓した工事において4週6休未満となった場合は3点減点としている。併せて、工事費積算の際には間接工事費に係る経費を当初設計から反映することとしており、制度普及に伴う受注者負担の軽減を図っている。

#### (5) 持続可能な就労環境の確保のために

建設現場の労働者が安心して仕事に従事するためには、万が一の労働災害に備える社会保険への確実な加入が必要である。このため、県では労働者の社会保険への加入状況について、平成24年に現場での確認、指導を開始し、平成27年度からは未加入の企業の県工事への参加資格を与えない措置を講じるなど、徹底を図ってきている。加えて、令和3年5月から従来の労災保険に上乗せして保険金が支払われる「法定外の労災保険」の付保について加入を促している。

また、国が主導する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の利用を促し、働く者の資格や実績の登録を進め、技術や経験の向上が評価される環境を実現することにより、処遇改善につなげていく取り組みを進めることとしている。

併せて、工事品質の確保や労働災害の未然防止の観点から、現場の適正な施工体制が整備される必要があり、法律（入契法）に基づき、平成13年より「工事現場における施工体制の点検要領」を定め、施工体制の点検パトロールを実施し、その結果の措置件数等を公表し、施工体制確保に係る意識啓発を続けている。

## 2 入札契約制度改革

### (1) 総合評価落札方式

公共工事の品質の確保と向上を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保に関する法律」では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価落札方式による工事発注を掲げている。

山梨県においては、平成17年度より総合評価落札方式の試行を重ね、平成19年度には「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」及び「山梨県建設工事総合評価実施要領」を制定し、本格実施にむけて順次拡大してきた。平成23年度からは3千万円以上の工事は災害応急工事等の緊急を要するものを除き、総合評価落札方式で実施している。

平成30年度からの実施状況は以下のとおり。

#### 〈実施件数〉

部 局 名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
県 土 整 備 部	440 件	508 件	507 件	534 件	476 件
林 政 部 (森林環境部)	122 件	134 件	160 件	131 件	128 件
農 政 部	108 件	103 件	120 件	97 件	94 件
企 業 局	8 件	11 件	9 件	20 件	9 件
合 計	678 件	756 件	796 件	782 件	707 件

※ 県土整備部には、H30年度の県民生活部（1件）、教育委員会（1件）、R3年度の環境・エネルギー部（1件）、観光文化部（1件）、R4年度の観光文化部（3件）を含む。

#### ・3千万円以上の工事での実施割合

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実 績 値	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 公共4部局の一般競争入札における割合

#### ・標準型の試行件数

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実 績	1 件	1 件	3 件	0 件	2 件

※ このほかに、R2年度にはWTO対象工事を1件実施

### 3 研 修

土木技術職員の研修について、『土木技術職人材育成推進計画』（平成 23 年 11 月）に基づき、求められる職員像である「高度な専門技術能力を有する職員」「危機管理能力を有する職員」「業務管理能力を有する職員」「施策形成能力を有する職員」を育成すべく、長期的かつ総合的な視点に立ち、各種研修を実施している。

令和 4 年度に技術管理課において行った研修は、以下のとおり。

#### 〈階層別基礎研修〉

研 修 名	研 修 内 容	実 施 日	参加人員
県土整備部新規職員等研修	工事監督、施工管理、安全対策等について	R 4. 5/20	20 名
	積算演習、公共事業総合管理システム操作研修等	R 4. 6/23・24	27 名
土木技術職員（主任昇任、27 歳）研修	測量演習、設計演習、新しい法律、測量技術講習会	R 4.10/26、 11/18・29	16 名
土木技術職員（副主査）研修	新しい法律	R 4. 10/26	6 名

#### 〈専門研修〉

研 修 名	研 修 内 容	実 施 日	参加人員
CALS/EC 研修	保管活用システム操作	R 4. 6/ 3	17 名
	CAD 操作	R 4. 5/17・18、6/21・22	58 名
	積算システム操作	R 4. 5/26・27	21 名

#### 〈派遣研修〉

研 修 名	派 遣 先	派遣研修数	参加人員
外部研修機関への派遣研修	国土交通大学校	6 研修	6 名
	全国建設研修センター	13 研修	14 名

#### 〈管理的研修〉

研 修 名	研 修 内 容	実施回数	参加人員
現 場 実 務 研 修	工事現場における施工管理等実務	23 回	85 名

## 4 技術情報

### (1) 企画・計画及び情報システム整備

#### ① 情報化関連機器の整備等

##### ○ 技術職用一人一台パソコンの拡充整備

土木技術仕様の大画面モニタを備えたハイスペックなパソコンを順次整備し、積算業務の効率化や電子納品、電子入札、情報共有、CALS/ECによる情報の電子化・共有化を推進し、業務の簡素化・効率化、並びに事務処理ミス防止チェック等を支援している。

平成 11 年度 出先リーダー以下の職員に整備

平成 21 年度 出先課長以下及び本庁課長補佐以下の職員に整備

平成 30 年度 出先技術次長及び工事施工管理幹、技術審査幹に整備

##### ○ 発注時配布設計図書の電子化

平成 11 年度から一部の建設事務所（旧土木事務所）で試行を始め、平成 14 年 7 月から全事務所に拡大、平成 16 年 4 月からは全ての工事・委託を対象に実施している。

平成 11 年度 一部の建設事務所に機器整備

平成 13 年度 全建設事務所に機器整備

平成 14 年度 特設事務所を含めた全出先機関に機器整備

##### ○ プレゼンテーションの高度化

プロジェクターとモバイルパソコンを整備し、各種の説明会等における情報機器の活用及び運用支援を行っている。

##### ○ 3次元点群データへの対応

3次元点群処理システム（ソフトウェア）及びハイスペックパソコンを導入し、ICT施工や3次元点群データの活用について運用支援を行っている。

#### ② 建設 CALS に関する取組と検討

国土交通省が提唱している建設 CALS の実現に向けて、平成 14 年度に「山梨県 CALS/EC 整備基本計画」が策定され、これを受けて平成 15 年度には、CAD ソフト等を導入、電子納品要領等を整備し、工事写真および委託業務から電子納品を導入してきた。工事は平成 23 年度から写真・出来形管理図・工事完成図・工事管理台帳について、電子納品を全面適用している。

#### ③ 業務の情報化に係るシステム等の開発及び運用維持管理

##### ○ 新土木設計積算システム（ESTIMA）

土木工事積算の体系化に伴い、平成 25～26 年度に新システムの開発を行い、平成 26 年 10 月より運用している。

なお、本システムは、施工パッケージ型積算方式に対応している。

##### ○ 工事成績評定システム

平成 14 年度の新工事成績評定要領施行にあわせ、平成 13 年度にシステム開発を行い、平

成 14 年度よりデータベースソフトおよびシステムのインストールを実施、公共事業所管所属において運用を開始した。

○ 委託業務成績評定システム

平成 17 年に施行された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」への対応の一環として成績評定を活用するため、委託業務について、より客観的で適切な評価ができるシステムを開発、平成 18 年 10 月より運用している。

○ 電子納品保管活用システム

平成 15 年 10 月より導入し、段階的に拡大してきた電子納品成果物を部内職員が共有し、活用できるよう、平成 19 年度にシステム開発を行い、平成 20 年度より本格的に運用している。

(2) インターネットホームページの開設と運用

平成 10 年度から公共工事関連情報として、

- 設計積算情報（労務単価、資材単価等）
- 建設技術関係情報（建設工事必携、建設リサイクル法関連情報等）
- 総合評価落札方式に関する情報（実施要領、ガイドライン等）
- 委託業務関係情報（共通仕様書等）
- 評定要領関係情報（評定要領等）
- 電子納品関連情報（要領、マニュアル、Q&A 等）

などをインターネット上で公開している。

また、県民に広く公開すべき情報については、今後もインターネットを通じた公開の検討を進める。

(3) ICT 施工技術への取り組み

国では「i-Construction」の推進を掲げ、平成 28 年度を「生産性革命元年」と位置づけ、情報通信技術（ICT）を用いた省力化、半自動化等への取り組みを開始した。

こうした国の基準等を参考とし、「山梨県県土整備部 ICT 活用工事試行要領」を定め、ICT 施工技術の利用により建設現場の生産性向上が期待される工事を対象に試行を行っている。

令和 2 年度には、ICT 施工技術について、受発注者の関係機関が連携して様々な視点から議論し、課題解決に向けた取り組みを行うことにより、本県における i-Construction の円滑な普及を図ることを目的として、「山梨県 i-Construction 推進連携会議」を立ち上げた。

会議では、測量・設計・施工の各段階で 3 次元データの活用や、小規模な現場でも生産性を高めるための方法など、課題解決に向けた取り組みと対策について話し合いを進めている。

また、情報共有システムの活用のほか、令和 4 年度には「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を定め、受発注者の作業効率化及び施工履歴の適正な管理を行っている。

今後も、受発注者双方が ICT 施工技術への理解を深めるための研修会を開催するとともに、対象工事の拡大等を通じた技術の普及に努めることより、建設業における生産性や安全性の向上に取り組み、建設業の魅力を高めていく。



## 第14 リニア整備関係



リニアの見える丘 花鳥山展望台（笛吹市）





# 第14 リニア整備関係

## 1 リニア中央新幹線の現況

リニア中央新幹線は、東京都から甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約438kmを、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線である。

世界でも有数の人口集積地域である三大都市圏を、超電導リニアにより新しいルートで結ぶリニア中央新幹線は、沿線地域のみならず我が国全体に活力をもたらす国家的プロジェクトであり、早期全線整備に向け、関係者が一体となった取り組みが望まれている。

本県としても、リニア開業により、東京圏や中京圏とのアクセスが飛躍的に向上し、劇的な時間短縮が見込まれる。これは、本県にとって中央本線や中央自動車道の開通以来の歴史的な出来事であり、本県は大きな転換点を迎えることとなる。

しかしながら、駅が出来れば人が来るということは決してなく、ただ受け身の姿勢でいるだけならば、本県リニア駅はただの通過駅となる。

リニアがもたらすインパクトを最大限に取り込み、本県の発展に繋げていくためには、自ら打って出て、行動していくことが必要である。本県がただの通過点ではなく、国内外の皆様の目的地となるよう、山梨に来てもらえる理由づくりを着実に実行し、山梨百年の計として、千載一遇のこのチャンスを何としても掴み取っていかなければならない。

そして、このチャンスを掴み取ることで、確実に山梨に富を呼び込み、県内経済を活性化させることで好循環を生み出し、県民生活の豊かさに結び付けていくための様々な取り組みを行っている。

リニア中央新幹線のルート



※ 2045年開業を予定する大阪までの延伸は、財政投融资の活用により最大8年前倒し

## 2 リニア開業により期待される効果

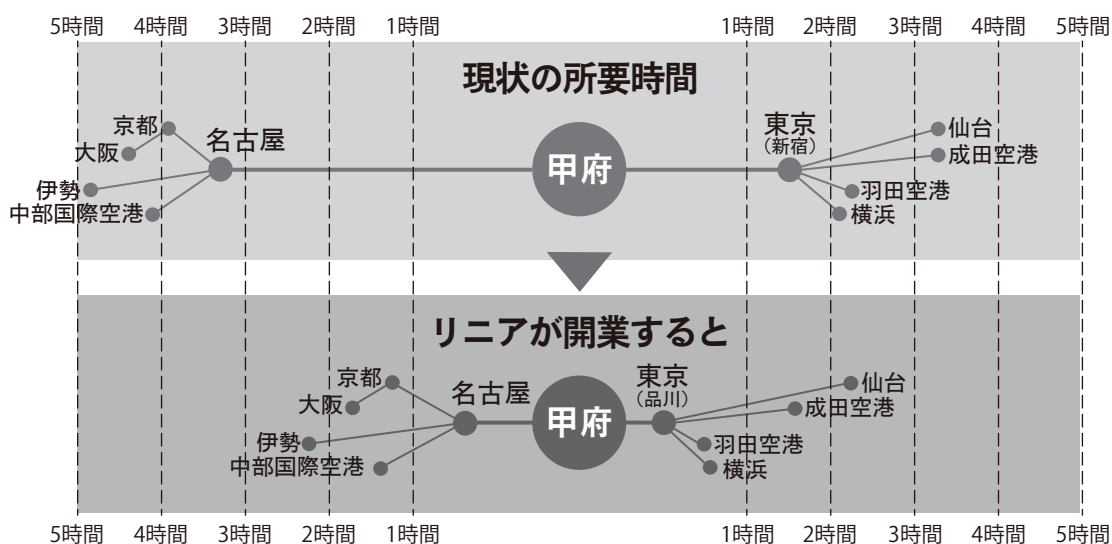
リニアは、三大都市圏を結ぶ我が国の新しい国土軸（交通の大動脈）となるものであり、東京都・名古屋市間を約40分、東京都・大阪市間を約1時間で結ぶとされている。

本県においても、2027年の品川・名古屋間におけるリニアの開業により、東京都心から約25分、名古屋から約45分で結ばれることとなり、国際空港からのアクセスも格段に向上する。

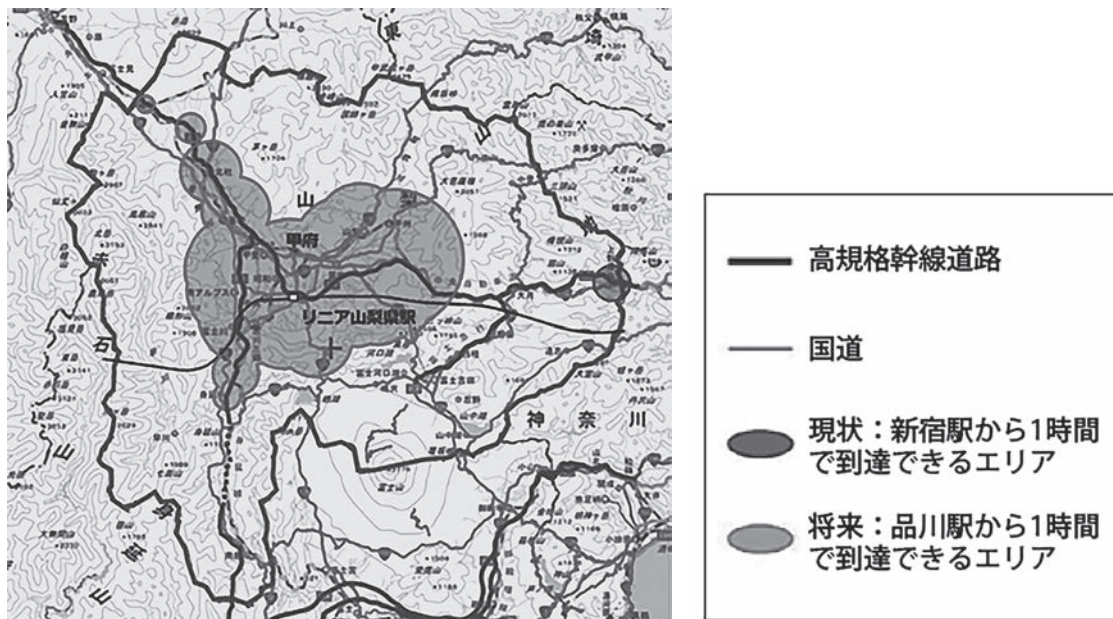
このことにより、リニア山梨県駅を起点とした60分圏の人口は、現状の約160万人から約3,323万人（2015年10月1日現在の常住人口から推計）と大幅に拡大する。

また、移動時間の大幅な短縮により、様々な経済活動の活発化が期待されるが、本県の世帯あたりの経済効果（便益）は、全国で最も高くなると見込まれている。

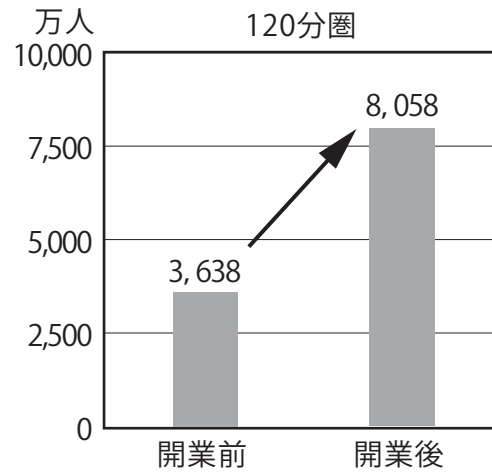
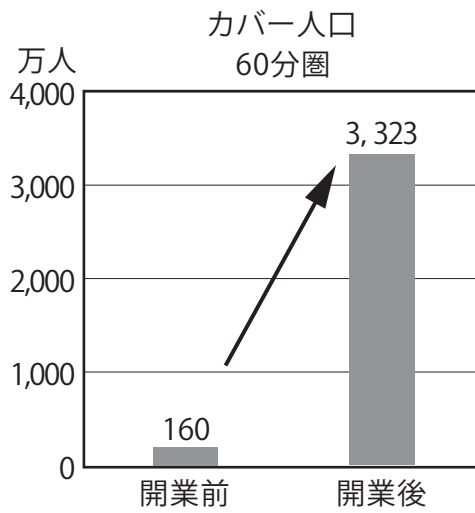
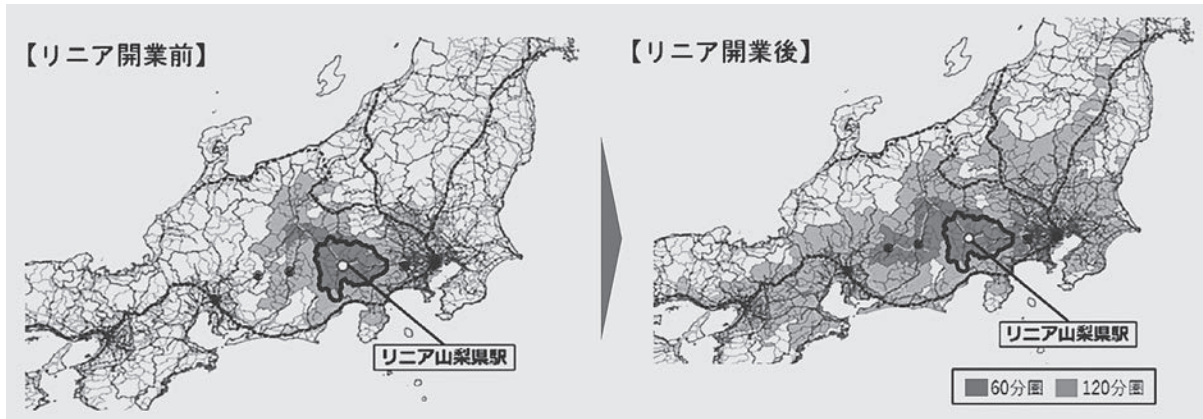
リニア開業による時間距離の短縮



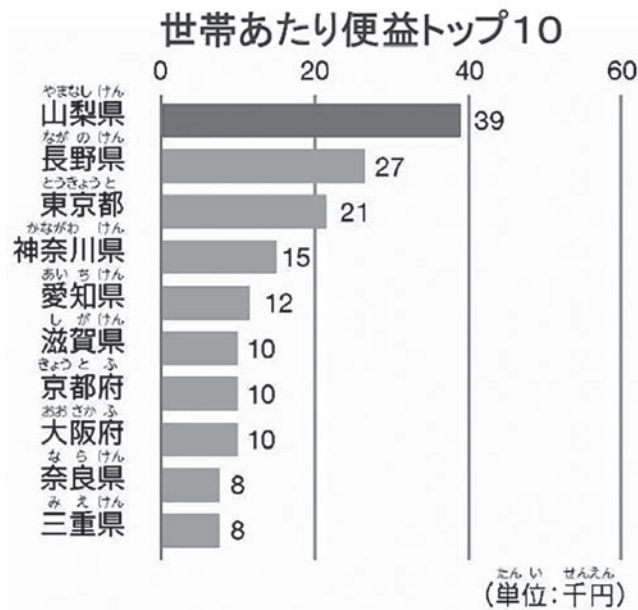
都心から1時間で到達できる県内エリア



交流可能な経済的勢力圏の広がり（60分圏、120分圏）



各県における世帯あたりの便益



### 3 リニア中央新幹線用地取得への協力

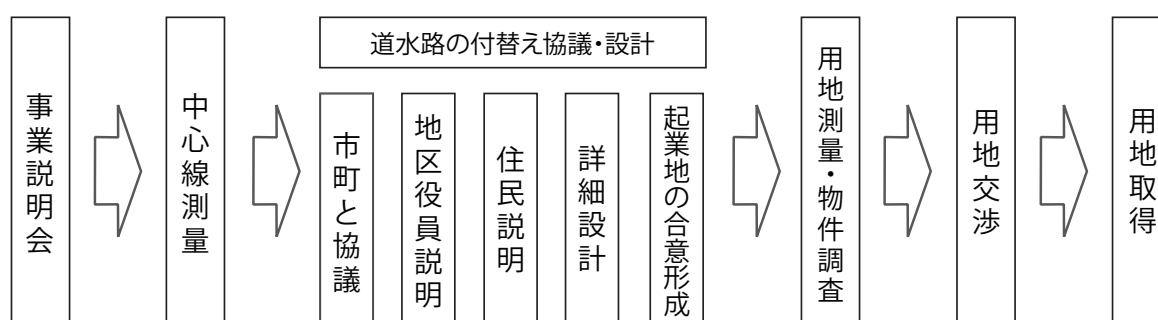
リニア中央新幹線は、国から平成 26 年 10 月 17 日に工事实施計画の認可がなされ、事業を開始し、用地取得について、東海旅客鉄道(株) (以下「JR 東海」) から沿線自治体による用地取得の依頼がなされ、県は平成 26 年 11 月 11 日に受託した。

中央新幹線は民間企業である JR 東海が事業主体となるものの、土地収用法の収用適格事業 (3 条 7 号) であり、また全国新幹線鉄道整備法 (全幹法) に基づき国が整備計画を決定した、極めて公共性の高い事業であり、また、全幹法では「地方公共団体は、～新幹線鉄道に関し、その建設に要する土地の取得のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」との用地についての地元協力の規定 (13 条 4 項) があることから、リニア実験線および他の整備新幹線と同様に、山梨県内における用地取得については、沿線県である本県が用地取得事務を受託し用地交渉業務等を行うこととしている。

#### 【県が受託する主な用地取得業務】

- ・年度別用地取得計画の作成
- ・用地説明会への協力
- ・土地境界確認の立ち会い
- ・不動産鑑定委託
- ・物件補償積算業務委託 (発注は JR 東海、それ以外の業務は県が行う)
- ・土地、物件補償金算定
- ・用地交渉

#### リニア中央新幹線の用地取得に向けた手順





## 4 リニア駅前整備

リニアがある山梨が目指す姿を示し、その実現に向けた基本的な指針とする「リニアやまなしビジョン」（令和2年3月策定）において、リニア駅は本県の新たなゲートウェイとなるとともに、他県を含めた広域的なゲートウェイとしての役割を持つことから、これを踏まえて、必要となる交通結節機能を整備するとしている。

リニア駅は、直結する中央自動車道や新山梨環状道路などの幹線道路をはじめ県内に整備される道路ネットワークを通じて県内各地と結ばれる。また、「山梨県バス交通ネットワーク再生計画(2017年3月策定)」においては、小井川駅、甲府駅などの県内の主要拠点や県外を結ぶバス交通のターミナルとして、公共交通ネットワークのハブと位置付けられている。

このため、交通拠点となるリニア駅前エリアにおいて、リニア、バス、タクシー、乗用車等の各交通機関の利用者の移動、乗り換えが円滑にできるよう交通結節機能を整備する。

整備にあたっては、先進交通技術の導入も視野に入れ検討を行う。また、このエリアが浸水想定区域内に位置することから、浸水が発生した場合にも交通結節機能が確保されるよう、地上からの高さ約20mの位置に高架構造で計画されているリニア駅との結節について、ハード・ソフト面で検討を進めている。

### 整備方針と4つの整備コンセプト

【基本方針】	
リニア駅前エリアは、新たなゲートウェイと位置づけられており、交通結節点として必要な機能を整備していく	
<p><b>交通結節機能</b></p> <p>恵まれた道路条件を活かした交通結節機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆リニアを利用する人にも、リニアを利用しない人にも使いやすい交通拠点「アクセスしやすい配置」「乗り換えがしやすい配置」</li> </ul>	<p><b>防災機能</b></p> <p>交通結節機能に対する防災機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害に強いとされているリニアの活用</li> <li>◆近年激甚化している自然災害による被害の低減・浸水想定区域に指定されている駅前エリアへの対策災害時も交通結節機能を保持できる整備</li> </ul>
<p><b>サービス機能</b></p> <p>交通結節機能に付随するサービス機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆乗り場に関する機能と運行状況などの情報提供</li> <li>◆乗り換え時間や送迎時間までの待合空間の提供</li> <li>◆目的地に関する情報提供</li> </ul>	<p><b>次世代モビリティへの対応</b></p> <p>山梨県の強みを活かし、将来を見据えた整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆クリーンエネルギー分野への積極的な取り組み</li> <li>◆発展途上段階である自動運転や超小型モビリティに対する、将来を見据えた柔軟な対応が可能な整備</li> </ul>



# 第15 檢 查 関 係





# 第15 検 査 関 係

## 1 検 査

山梨県が発注する建設工事の検査は「山梨県建設工事検査要綱」に基づき、また、調査、測量及び設計等業務委託の検査は「山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱」に基づいてそれぞれ実施している。

検査の対象は次の区分による。

- ① 本庁執行(10,000万円以上の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円以上)及び4,000万円以上の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円以上))の完成検査、出来形検査、部分検査及び建築工事に係る検査は、出納局工事検査課工事検査監により実施
- ② 出先(事務所)執行(10,000万円未満の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円未満)及び4,000万円未満の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円未満))の完成検査、出来形検査及び部分検査は、各地域県民センター工事検査幹・工事検査員等により実施

令和4年度 執行所属別検査件数

執行所属	建 設 工 事				業務委託	合 計
	完成検査	出来形検査	部分検査	計	完了検査	
事 業 課	232	25	1	258	62	320
中北建設事務所	177	7	0	184	360	544
峡東建設事務所	66	0	0	66	179	245
峡南建設事務所	78	3	0	81	238	319
富士・東部建設事務所	131	3	0	134	319	453
特 設 事 務 所	54	0	0	54	110	164
合 計	738	38	1	777	1,268	2,045

※ 特設事務所は、新環状道路建設事務所、広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、流域下水道事務所とする。



# 〈 附 表 〉



令和5年度 県土整備部関連事業国庫等補助率負担率表

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
一般 国道	改築	1/2	1/2		道50 I	下記以外のもの
		5.5/10	4.5/10		道50 I 緊2令1 II	基幹道
	緊急道路整備事業	1/2 6.105/10 5.55/10	1/2 3.895/10 4.45/10		緊2	安全性、利便性等快適な生活環境の確保を図るため緊急に整備が必要と認められる事業。
	繕 災害防除	1/2 6.105/10	1/2 4.45/10		道50 I 緊2	高い切取、盛土の斜面、隧道等で、そのまま放置すると災害を惹起こすおそれのあるもの。
	橋りょう補修	6.105/10 5.5/10	3.895/10 4.5/10			永久橋で交通量の増加・荷重増加による破損、老朽による腐食が甚だしい橋梁。
	広域連携事業	1/2 4.5/10	1/2 5.5/10		広19 II	広域的地域活性化のための基盤整備を推進する。
地方 道	改築	1/2	1/2		道56令28	下記以外のもの
		5.5/10	4.5/10		道56令28 緊2令2 I	基幹道
	緊急道路整備事業	1/2 6.105/10 5.55/10	1/2 3.895/10 4.45/10		緊2	安全性、利便性等快適な生活環境の確保を図るため緊急に整備が必要と認められる事業。
	自転車道 自転車道整備	1/2	1/2		自6 II	
	繕 舗装補修 災害防除 橋りょう補修	1/2 6.105/10 5.5/10	1/2 3.895/10 4.5/10		道56令28 緊4令3 II 緊2	
	緊急道路整備市町村 道県代行事業	1/2 引上率有り	1/2		地13 III	内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、県が市町村に代って経費を負担し施行する事業。
広域連携事業	1/2 4.5/10	1/2 5.5/10		広19 II	広域的地域活性化のための基盤整備を推進する。	

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	大規模特定河川事業費補助	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良工事で、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊水地か放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上であるもの。</li> <li>2 河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。</li> <li>3 洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を実施する事業で、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。</li> </ol>
	河川メンテナンス事業費補助	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設の改築、長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置であって、次の各号のすべてに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく延命化を十分行っている施設に限る。</li> <li>2 事業費が、当該計画に基づく延命化に必要な費用、改築費用の合計で4億円以上であること。</li> </ol>
	広域河川改修事業	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良工事で総事業費が12億円以上（都市河川は24億円以上）のもので、被害が防止される農耕地200ha以上、宅地20ha以上、家屋200戸以上、又は農耕地100ha以上で宅地10ha以上もしくは家屋が100戸以上。</p>
	流域治水対策河川改修事業	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>広域河川改修事業に該当する事業であって、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該河川において、河道整備のほか、調節池・遊水池等の計画高水流量を低減する施設計画を有しているもの</li> <li>2 当該河川の流域において流域貯留浸透事業により流域対策を実施しているもの</li> </ol>

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	流域貯留浸透事業	1/3	2/3		河 60 II、62	<p>一級河川又は二級河川の流域内において、貯留、浸透又は貯留浸透機能（以下、「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもの。</p> <p>公共施設等もしくは民間の施設又はその敷地を 500 ㎡以上の貯留機能もしくはそれと同等の浸透又は貯留・浸透機能をもつ構造とする事業。</p>
	総合流域防災事業	1/2	1/2		財 16	<p>1 河川事業</p> <p>① 広域河川改修事業、流域治水対策河川事業、調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修のうち、1 事業の総事業費が 100 億円未満で、流域面積が 100 km<sup>2</sup>未満かつ想定氾濫区域内人口が 1 万人未満である指定区間内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ等。</p> <p>② 次のいずれかに該当する事業で、1 事業の総事業費が 50 億円未満のもの。</p> <p>(1) 統合河川環境整備事業の採択要件に該当する河川環境整備事業</p> <p>(2) 内水対策等を図る事業</p> <p>(3) 堤防の強化対策等</p> <p>(4) 遊水池又は調整池等の改良</p> <p>(5) 洪水被害防止区域内家屋が 5 戸以上の地域において、改良工事による費用便益比が 1 以上ある事業で、総事業費が 1 億円以上</p> <p>(6) 移動式排水施設の整備</p>
					河 60 II、62	<p>2 情報基盤総合整備事業</p> <p>河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川において雨量計、水位計等の観測施設、観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム、河川利用者向けの情報提供システム（二級河川は平成 23 年度まで）等の整備。</p>

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	総合流域防災事業	(洪水浸水想定区域図) 1/3	2/3	—	⑥ (社会資本整備総合交付金交付要綱)  水防法 14・15  山梨県洪水ハザードマップ作成事業補助金交付要綱	3 水害リスク情報整備推進事業 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6-イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。交付期間については、次のとおりとする。 ①洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで ②洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで
		(洪水ハザードマップ) 1/3	1/3	1/3		
	広域連携事業	4.5/10	5.5/10		⑥ (社会資本整備総合交付金交付要綱) ⑦ 19	広域的地域活性化のための基盤整備を推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 特に、複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自主的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
	障害防止対策河川事業	8/10 0.667 9/10	2/10 (桂川、宮川) 0.333 (中沢川) 1/10 (桂川上流)		⑧ 3	自衛隊等の行為又は防衛施設の運営により生ずる障害を防止するために行う河川工事。
効果促進事業	1/2	1/2		⑨ 60 II、62	社会資本整備総合計画の目標を実現するため基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業。	





事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂	地すべり対策	1/2	1/2		④7、29 渓流に関するもの	地すべり防止区域内で下流河川、鉄道、公共施設、人家10戸以上、農地10ha等に多量の崩土が流入して被害を及ぼすおそれのある対策事業 (1箇所あたりの総事業費が1億円以上で、土砂災害(特別)警戒区域に指定されている区域)
	急傾斜地崩壊対策	4.75/10 4.5/10 4/10	4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	④12、21 ・公共・避難・ 要配慮者利 用施設関連 ・一般	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対して、次の全ての条件に該当する急傾斜地崩壊防止工事。 急傾斜地の高さが10m以上(避難路及び要配慮者利用施設がある場合は5m以上)、移転適地がないこと、また、土砂災害(特別)警戒区域が指定されていること。 (1箇所の事業費7千万円以上。ただし、避難路を有する場合は8千万円以上) ①人家10戸以上(避難路または要配慮者利用施設がある場合は5戸以上)に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの
防						
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂防等	障害防止対策砂防	9/10	1/10		③ 3	自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害を防止する必要がある溪流に対する砂防事業
	災害関連緊急砂防等	2/3 1/2 4.75/10 4.5/10 4/10	1/3 1/2 4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	③ 13 ④ 29 ⑤ 21	当該年発生 of 風水害、震災等による土砂崩落について、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより再度災害を防止する事業
	事業間連携砂防等事業	1/2 5.5/10	1/2 4.5/10		③ 5、13 ④ 7、29、41、45 ⑤ 12、21	<p>整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図る事業。通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策 土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p> <p>(2) 道路保全対策 国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策</p> <p>(3) 河道閉塞対策 河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p>

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂						
防	砂防メンテナンス事業	1/2	1/2		◎砂 5、13 ◎地 7、29、41、45 ◎急 12、21	<p>砂防設備、地すべり防止施設、及び急傾斜地崩壊防止施設（以下、砂防関係施設という）の老朽化対策を計画的に実施するため、長寿命化計画の策定又は変更を行い、また老朽化対策が必要な施設については計画的に対策を実施することにより、施設機能を確保する事業。</p> <p>①長寿命化計画の策定、変更管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更でライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係るコスト縮減効果が記載された長寿命化計画で総事業費が2百万円以上であること。</p> <p>②砂防関係施設の老朽化対策長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策(修繕・改築・更新)であり、次のすべての要件に該当するものイ 砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針とそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>ロ 長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。（令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする）。</p>
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂	県単独急傾斜地崩壊対策		9.5/10 9/10 8/10	0.5/10 1/10 2/10	⑤12 ・公共・避難・要配慮者利用施設関連 ・一般	急傾斜地指定地内で国庫補助対象とならない区域における対策工事
	総合流域防災事業	1/2	1/2		⑤5、13	1. 砂防事業 通常砂防事業費補助の採択基準に該当し土砂等の除石工事等の機能回復工事を含むもので、次の各号のいずれにも該当しないもの。 一 近年発生した災害に関連するもの。 二 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）。 三 活断層の存在する地域で実施するもの。
		1/2	1/2		⑤7、29	2. 地すべり対策事業 地すべり対策事業費補助の採択基準に該当し多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川もしくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのないもの。
		4.75/10 4.5/10 4/10	4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	⑤12、21 ・公共・避難・要配慮者利用施設関連 ・一般	3. 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業費補助の採択基準に該当し災害防止機能向上のための改築工事を含むもので、次の各号のいずれにも該当しないもの。 一 近年発生した災害に関連するもの。 二 急傾斜地の高さが30m以上のもの。
等	総合流域防災事業	1/2	1/2		雪崩対策事業実施要領	4. 雪崩対策事業 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律73号）第2条の規定により指定された豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策工事のうち、次の各号に該当する場合で、1事業の総事業費7,000万円以上のもの。 一 移転適地がないこと 二 人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂	総合流域防災事業	1/2	1/2		◎5、13	<p>5. 土砂・洪水氾濫対策事業  既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更。  土砂・洪水氾濫対策を目的とし、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成され、計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること。</p>
		1/2	1/2		◎5、13 ◎地7、29 ◎急12、21	<p>6. 情報基盤総合整備事業  一 河川等の情報収集・提供を行うシステム（総事業費3億円以上）で、過去に土石流災害、地すべり災害もしくは崖崩れ災害を受けた地区又は受ける恐れの高い地区に係る、雨量計、水質計、地震計、漏水量計、ワイヤーセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設、観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム、並びに土石流、地すべり及びがけ崩れに関する予警報システムの整備。  二 土砂災害関連情報について、市町村を通じて行う住民と都道府県との情報交換を推進するために整備する土砂災害情報共有システムで次に該当するもの。  (1) 住民の警戒避難態勢の確立に資するための、通報装置の設置等、市町村を通じて行う都道府県から住民への情報提供に関するもの。  (2) 住民から市町村を通じて都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備。</p>
防						
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂防等	総合流域防災事業	1/3	2/3		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 4、33	7. 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 一 調査対象地域 土砂災害防止法による基本方針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域。 二 調査内容 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの恐れがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の恐れのある土地の利用その他の事項に関する調査。
	街路事業	5.5/10	4.5/10		道 56 令 28	地域高規格道路の整備と併せて行われる、地方公共団体における I C へのアクセス道路の整備。 「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備。
	緊急街路整備費	6.105/10	3.895/10		補 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	交通の安全の確保とその円滑化、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保を図るための事業。
画	都市公園建設	(用地) 1/3 (施設) 1/2 (用地) 8/10 (施設) 1/2	2/3 1/2 2/10 1/2		補 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補 文化庁補助金要綱	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を促進し、豊かな生活の実現等を図るため、都市公園の整備等を行う事業。
下水道	流域下水道	管 1/2 処 (高率) 2/3 (低率) 1/2	1/4 1/6 1/4	1/4 1/6 1/4	道 34 令 24 II	2つ以上の市町村にまたがる地域の汚水、雨水を広域的に排除し処理するもので原則として都道府県が設置し管理する下水道。

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
水道	公共下水道	管 1/2 処 (高率) 5.5/10 (低率) 1/2		1/2  4.5/10 1/2	㊦ 34 令 24 II	主として市街地における生活排水や工場排水を排除し、流域下水道へ流すか、または下水処理場で処理し、河川や海へ流すもので原則として市町村が設置・管理するもの。及び農山漁村の環境改善や観光地などの海域、河川、湖沼の水質保全を図るための下水道。
	山梨県公共下水道普及促進費補助金		交付金 対象事業費の 2.5/100		山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	下水道を普及促進するために、一定の条件を満たした市町村に対し、工事費以外の公債費、下水道事業PR費などに限定し補助をする。 〈交付対象事業〉 生活排水クリーン処理率が82%未満かつ、桂川流域関連の市町村が実施するもの(R7年度まで)
県 営 住 宅	公営住宅 (建設・買取り)	4.5/10	5.5/10		㊦ 第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円以下の収入のある者に賃貸する住宅の建設、または買取り。
	公営住宅 (借上げ)	共同施設等整備費に対し、地方公共団体は2/3補助する。(国はその4.5/10を地方公共団体に対し交付する。)			㊦ 第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円以下の収入のある者に賃貸する住宅の借上げ。
	改善 (個別改善事業) (全面的改善事業)	4.5/10	5.5/10		㊦ 第7	居住性向上、福祉対応、安全性確保、長寿命化、脱炭素社会対応に配慮した住戸改善及び共用部分改善、屋外・外構改善又は規模増改善。
	特定公共賃貸住宅	4.5/10	5.5/10		㊦ 第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円を超え、487千円以下の収入のある者に賃貸する1戸当たりの床面積50~125㎡以下の規格の住宅の建設。
住宅対策	特定優良賃貸住宅 家賃対策補助	4.5/10	5.5/10		㊦ 15	中堅所得者層へ良質な賃貸住宅の供給促進を目的として、当該住宅を供給する認定事業者が、家賃を減額する場合に、その減額分を補助する。



事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
住宅 対 策	住宅市街地 基盤整備事業	当該整備事業と同種に公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合を補助。			住宅市街地 基盤整備事業制 度要綱	都市居住の再生や職住近接の実現に資する住宅地供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて、住宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う。
	住宅市街地 総合整備事業	1/2 1/3	1/2 2/3		住宅市街地 総合整備事業制 度要綱	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集住宅市街地の整備改善等を行うため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。
		1/2 1/3		1/2 2/3		
街なみ環境整備事業	1/2 1/3		1/2 2/3	街なみ環境 整備事業制度要 綱	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る。	
地震 対 策	建築物耐震対策 緊急促進事業 (地方公共団体が指 定する緊急輸送道路 等の避難路沿道の建 築物の耐震化支援・ 耐震診断・耐震設計・ 耐震改修)	1/2 1/2 2/5	1/4 1/6 1/6	1/4 1/6 1/6	地域防災拠点 建築物整備緊 急促進事業補 助金交付要綱	耐震改修促進法により耐震診断が義務化された避難路沿道建築物の耐震診断及び耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。
	住宅・建築物安全 ストック形成事業	1/2	1/4	1/4	住宅・建築物 安全ストック 形成事業制度 要綱 (ロ-16-(12)-①)	地震の際の住宅、建築物の倒壊等による被害の軽減のため、住宅、建築物の耐震性の向上に資する事業に対し補助する。
		1/2 1/3	1/2 2/3			
アス ベスト 対策	住宅・建築物 安全ストック形成事業	10/10			住宅・建築物 安全ストック 形成事業制度 要綱 (ロ-16-(12)-②)	住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、アスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業に対し補助する。
		1/3	1/6	1/6		

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
既存住宅の流通	しらべて安心インスペクション普及促進事業費補助金		1/2		山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱	(公社) 山梨県宅地建物取引業協会による次の事業に対し、補助する。 ・既存住宅状況調査及び必要に応じてこれに付随して行う給排水管路の調査を行う者に対する助成事業
空き家対策	山梨県空き家対策総合支援事業	1/2 2/5 (※)	1/4 1/5	1/4 2/5	山梨県空き家除却事業費補助金交付要綱  (※) 住宅市街地総合整備事業制度要綱、住宅地区改良事業等対象要綱、小規模住宅地区等改良事業制度要綱	市町村が実施する空き家除却事業に係る国の補助事業と連携した県の財政支援事業。  <メニュー> ・空き家除却事業(県補助限度額:1件50万円)
	山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金	3/4	—	所有者 1/4	山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付要綱	空き家所有者が、県が認定した民間事業者に空き家を賃貸等提供する目的で行う改修に要する経費に補助するもの。所有者に対する補助限度額 限度額:1件500万円

(注) ①道路法 ②道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 ③交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 ④積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 ⑤水源地域対策特別措置法 ⑥奥地等産業開発道路整備臨時措置法 ⑦河川法 ⑧地方財政法 ⑨防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律 ⑩公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ⑪砂防法 ⑫地すべり等防止法 ⑬傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ⑭都市公園法 ⑮下水道法 ⑯自転車道の整備等に関する法律 ⑰地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 ⑱特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ⑲道路の修繕に関する法律 ⑳過疎地域自立促進特別措置法 ㉑地域再生法 ㉒広域的地域活性化法 ㉓補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

令和5年度  
県土整備事業の概要

令和5年8月 発行

発行 山梨県県土整備部  
甲府市丸の内一丁目6-1

印刷 (有)平和プリント社

